

(第一類 第五号)

第九十一回国会 大蔵委員会

議録 第二十七号

(三六八)

昭和五十五年五月七日(水曜日)

午前十時二十四分開議

出席委員

委員長代理 理事 締貫 民輔君

理事 愛知 和男君

理事 高島 修君

理事 坂口 力君

理事 竹本 孫一君

麻生 太郎君

熊川 次男君

椎名 素夫君

玉生 孝久君

林 義郎君

坊 秀男君

毛利 松平君

山崎 武三郎君

山本 幸雄君

川口 大助君

塚田 庄平君

古川 雅司君

多田 光雄君

玉置 一弥君

出席國務大臣

大蔵 大臣

運輸 大臣

大蔵省主計局次長

大蔵省主税局長

運輸政務次官

運輸省鉄道監督局次長

大蔵省国際金融局次長

同(竹入義勝君紹介)(第四八二二号)

同(草野威君紹介)(第四八二三号)

同(瀬野榮次郎君紹介)(第四九一号)

同(大久保直彦君紹介)(第四八二〇号)

一般消費税の新設反対に關する請願(市川雄一)

一般消費税の導入反対及び不公平税制の改善に關する請願(瀬野榮次郎君紹介)(第五一二五号)

委員外の出席者

大蔵委員会議録第二十七号

昭和五十五年五月七日

同(田邊誠君紹介)(第四七三九号)

同(広瀬秀吉君紹介)(第四七四〇号)

同(木村俊夫君紹介)(第五二四六号)

同(浦野休興君紹介)(第五二四五号)

同(渡部行雄君紹介)(第五〇五一号)

同(岡田利春君紹介)(第五〇四七号)

同(新盛辰雄君紹介)(第五〇四八号)

同(闇晴正君紹介)(第五〇四九号)

同(山口鶴男君紹介)(第五〇五〇号)

同(岡田正三郎君紹介)(第五〇五一号)

同(澤田広君紹介)(第五〇五二号)

同(伊藤茂君紹介)(第五〇五三号)

同(大庭誠一君紹介)(第五〇五四号)

同(北側義一君紹介)(第五〇五五号)

同(吉井光照君紹介)(第五〇五六号)

同(沢田広君紹介)(第五〇五七号)

同(石田幸四郎君紹介)(第五〇五八号)

同(伊藤茂君紹介)(第五〇五九号)

同(大庭誠一君紹介)(第五〇五〇号)

同(田邊誠君紹介)(第五〇五一号)

同(山崎武三郎君紹介)(第五〇五二号)

同(木村幸雄君紹介)(第五〇五三号)

同(増岡博之君紹介)(第五〇五四号)

同(浦野休興君紹介)(第五〇五五号)

同(渡部行雄君紹介)(第五〇五六号)

同(岡田利春君紹介)(第五〇五七号)

同(新盛辰雄君紹介)(第五〇五八号)

同(闇晴正君紹介)(第五〇五九号)

同(山口鶴男君紹介)(第五〇五〇号)

同(岡田正三郎君紹介)(第五〇五一号)

同(澤田広君紹介)(第五〇五二号)

同(伊藤茂君紹介)(第五〇五三号)

同(大庭誠一君紹介)(第五〇五四号)

同(吉井光照君紹介)(第五〇五五号)

同(沢田広君紹介)(第五〇五六号)

同(石田幸四郎君紹介)(第五〇五七号)

同(伊藤茂君紹介)(第五〇五八号)

同(大庭誠一君紹介)(第五〇五九号)

同(田邊誠君紹介)(第五〇五〇号)

同(山崎武三郎君紹介)(第五〇五一号)

同(木村幸雄君紹介)(第五〇五二号)

同(増岡博之君紹介)(第五〇五三号)

同(浦野休興君紹介)(第五〇五四号)

同(渡部行雄君紹介)(第五〇五五号)

同(岡田利春君紹介)(第五〇五六号)

同(新盛辰雄君紹介)(第五〇五七号)

同(闇晴正君紹介)(第五〇五八号)

同(山口鶴男君紹介)(第五〇五九号)

同(岡田正三郎君紹介)(第五〇五〇号)

同(澤田広君紹介)(第五〇五一号)

同(伊藤茂君紹介)(第五〇五二号)

同(大庭誠一君紹介)(第五〇五三号)

同(吉井光照君紹介)(第五〇五四号)

同(沢田広君紹介)(第五〇五五号)

同(石田幸四郎君紹介)(第五〇五六号)

同(伊藤茂君紹介)(第五〇五七号)

同(大庭誠一君紹介)(第五〇五八号)

同(田邊誠君紹介)(第五〇五九号)

同(山崎武三郎君紹介)(第五〇五〇号)

同(木村幸雄君紹介)(第五〇五一号)

同(増岡博之君紹介)(第五〇五二号)

同(浦野休興君紹介)(第五〇五三号)

同(渡部行雄君紹介)(第五〇五四号)

同(岡田利春君紹介)(第五〇五五号)

同(新盛辰雄君紹介)(第五〇五六号)

同(闇晴正君紹介)(第五〇五七号)

同(山口鶴男君紹介)(第五〇五八号)

同(岡田正三郎君紹介)(第五〇五九号)

同(澤田広君紹介)(第五〇五〇号)

同(伊藤茂君紹介)(第五〇五一号)

同(大庭誠一君紹介)(第五〇五二号)

同(吉井光照君紹介)(第五〇五三号)

同(沢田広君紹介)(第五〇五四号)

同(石田幸四郎君紹介)(第五〇五五号)

同(伊藤茂君紹介)(第五〇五六号)

同(大庭誠一君紹介)(第五〇五七号)

同(田邊誠君紹介)(第五〇五八号)

同(山崎武三郎君紹介)(第五〇五九号)

同(木村幸雄君紹介)(第五〇五〇号)

同(増岡博之君紹介)(第五〇五一号)

同(浦野休興君紹介)(第五〇五二号)

同(渡部行雄君紹介)(第五〇五三号)

同(岡田利春君紹介)(第五〇五四号)

同(新盛辰雄君紹介)(第五〇五五号)

同(闇晴正君紹介)(第五〇五六号)

同(山口鶴男君紹介)(第五〇五七号)

同(岡田正三郎君紹介)(第五〇五八号)

同(澤田広君紹介)(第五〇五九号)

同(伊藤茂君紹介)(第五〇五〇号)

同(大庭誠一君紹介)(第五〇五一号)

同(吉井光照君紹介)(第五〇五二号)

同(沢田広君紹介)(第五〇五三号)

同(石田幸四郎君紹介)(第五〇五四号)

同(伊藤茂君紹介)(第五〇五五号)

同(大庭誠一君紹介)(第五〇五六号)

同(吉井光照君紹介)(第五〇五七号)

同(沢田広君紹介)(第五〇五八号)

同(石田幸四郎君紹介)(第五〇五九号)

同(伊藤茂君紹介)(第五〇五〇号)

同(大庭誠一君紹介)(第五〇五一号)

同(吉井光照君紹介)(第五〇五二号)

同(沢田広君紹介)(第五〇五三号)

同(石田幸四郎君紹介)(第五〇五四号)

同(伊藤茂君紹介)(第五〇五五号)

同(大庭誠一君紹介)(第五〇五六号)

同(吉井光照君紹介)(第五〇五七号)

同(沢田広君紹介)(第五〇五八号)

同(石田幸四郎君紹介)(第五〇五九号)

同(伊藤茂君紹介)(第五〇五〇号)

同(大庭誠一君紹介)(第五〇五一号)

同(吉井光照君紹介)(第五〇五二号)

同(沢田広君紹介)(第五〇五三号)

同(石田幸四郎君紹介)(第五〇五四号)

同(伊藤茂君紹介)(第五〇五五号)

同(大庭誠一君紹介)(第五〇五六号)

同(吉井光照君紹介)(第五〇五七号)

同(沢田広君紹介)(第五〇五八号)

同(石田幸四郎君紹介)(第五〇五九号)

同(伊藤茂君紹介)(第五〇五〇号)

同(大庭誠一君紹介)(第五〇五一号)

同(吉井光照君紹介)(第五〇五二号)

同(沢田広君紹介)(第五〇五三号)

同(石田幸四郎君紹介)(第五〇五四号)

同(伊藤茂君紹介)(第五〇五五号)

同(大庭誠一君紹介)(第五〇五六号)

同(吉井光照君紹介)(第五〇五七号)

同(沢田広君紹介)(第五〇五八号)

同(石田幸四郎君紹介)(第五〇五九号)

同(伊藤茂君紹介)(第五〇五〇号)

同(大庭誠一君紹介)(第五〇五一号)

同(吉井光照君紹介)(第五〇五二号)

同(沢田広君紹介)(第五〇五三号)

同(石田幸四郎君紹介)(第五〇五四号)

同(伊藤茂君紹介)(第五〇五五号)

同(大庭誠一君紹介)(第五〇五六号)

同(吉井光照君紹介)(第五〇五七号)

同(沢田広君紹介)(第五〇五八号)

同(石田幸四郎君紹介)(第五〇五九号)

同(伊藤茂君紹介)(第五〇五〇号)

同(大庭誠一君紹介)(第五〇五一号)

同(吉井光照君紹介)(第五〇五二号)

同(沢田広君紹介)(第五〇五三号)

同(石田幸四郎君紹介)(第五〇五四号)

同(伊藤茂君紹介)(第五〇五五号)

同(大庭誠一君紹介)(第五〇五六号)

同(吉井光照君紹介)(第五〇五七号)

同(沢田広君紹介)(第五〇五八号)

同(石田幸四郎君紹介)(第五〇五九号)

同(伊藤茂君紹介)(第五〇五〇号)

同(大庭誠一君紹介)(第五〇五一号)

同(吉井光照君紹介)(第五〇五二号)

同(沢田広君紹介)(第五〇五三号)

同(石田幸四郎君紹介)(第五〇五四号)

同(伊藤茂君紹介)(第五〇五五号)

同(大庭誠一君紹介)(第五〇五六号)

同(吉井光照君紹介)(第五〇五七号)

同(沢田広君紹介)(第五〇五八号)

同(石田幸四郎君紹介)(第五〇五九号)

同(伊藤茂君紹介)(第五〇五〇号)

同(大庭誠一君紹介)(第五〇五一号)

同(吉井光照君紹介)(第五〇五二号)

同(沢田広君紹介)(第五〇五三号)

同(石田幸四郎君紹介)(第五〇五四号)

同(伊藤茂君紹介)(第五〇五五号)

同(大庭誠一君紹介)(第五〇五六号)

同(吉井光照君紹介)(第五〇五七号)

同(沢田広君紹介)(第五〇五八号)

同(石田幸四郎君紹介)(第五〇五九号)

同(伊藤茂君紹介)(第五〇五〇号)

同(大庭誠一君紹介)(第五〇五一号)

同(吉井光照君紹介)(第五〇五二号)

同(沢田広君紹介)(第五〇五三号)

同(石田幸四郎君紹介)(第五〇五四号)

同(伊藤茂君紹介)(第五〇五五号)

同(大庭誠一君紹介)(第五〇五六号)

同(吉井光照君紹介)(第五〇五七号)

同(沢田広君紹介)(第五〇五八号)

同(石田幸四郎君紹介)(第五〇五九号)

同(伊藤茂君紹介)(第五〇五〇号)

同(大

同井岡大治君紹介)(第五三八二号)

医業の税制改善に関する請願(中林佳子君紹介)  
(第五二八九号)

同(吉原米治君紹介)(第五三八六号)

一般消費税の新設反対、税制・財政・金融の民  
主化等に関する請願外一件(伊藤茂君紹介)(第  
五三八一號)

は本委員会に付託された。

#### 本日の会議に付した案件

昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第四四号)、国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出第八四号)、昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出第七〇号)、昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第八七号)

#### ○締買委員長代理 これより会議を開きます。

本日、委員長所用のため、指名により私が委員長の職務を行います。

この際、竹下大蔵大臣より発言を求められておりましたので、これを許します。竹下大蔵大臣。  
○竹下大蔵大臣 私は、今回ハングルにおける世銀・IMF合同開発委員会、十カ国蔵相会議、IMF暫定委員会に出席し、世界経済見通し及び当面の政策運営、リサイクリング問題、代替勘定構想、開発援助問題等について意見を交換したほ

か、マニラにおけるアジア開発銀行総会に出席してまいりました。

ハンブルクにおいては、会議の出席のほかに、ミラー米国財務長官、マットベーフー西独蔵相、アル・クライシ・サウジアラビア金融庁総裁と個別会談を行いました。

今回の出張の全体的な印象としては、先行き厳しい世界経済の見通しのもとで、各國がそれぞれの政策努力に最善を尽すこと、及びそのような重

要であるとの感を深くした次第であります。

国会開会中であり、しかも当省の重要な法案の審議中にもかかわらず、このような国際会議出席のための海外出張の機会を与えていただきましたことは、委員長並びに委員各位の御理解のたまものと深く感謝申し上げるものであります。

また、出發前本院で採決いたしましたIMF等増資関係法案が会議中に参議院を通過、成立いたしました。そしてまた、留守中に本院において電発法を審議、採決していただいたことにつきましても、あわせて厚くお礼を申し上げる次第でござります。

以上、簡単でありますが、出張の御報告と御礼のごあいさつを申し上げます。

それでも、あわせて厚くお礼を申し上げる次第でござります。

増資関係法案が会議中に参議院を通過、成立いたしました。そしてまた、留守中に本院において電発法を審議、採決していただいたことにつきましては、委員長並びに委員各位の御理解のたまものと深く感謝申し上げるものであります。

また、出發前本院で採決いたしましたIMF等増資関係法案が会議中に参議院を通過、成立いたしました。そしてまた、留守中に本院において電発法を審議、採決していただいたことにつきましては、委員長並びに委員各位の御理解のたまものと深く感謝申し上げるものであります。

○竹下国務大臣 ただいま議題となりました昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案及び国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

初めに、昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律案により支給されている年金につきまして、その額を引き上げることとするほか、最低保障額の引き上げ、寡婦加算額の引き上げ等、別途、本国会で成立いたしました恩給法等の一部を改正する法律案による恩給の額の改定措置にない、所要の措置を講じようとするものであります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一は、国家公務員共済組合等からの年金の額を改定することであります。すなわち、旧令による法律案につきまして申し上げます。

この法律案は、このたび、別途、本国会で御審議いたしております厚生年金保険法等の一部を改正する法律案による年金の額の改定措置に伴う、國家公務員共済組合法等の規定により支給されている年金につきまして、その額を引き上げることとするほか、最低保障額の引き上げ、寡婦加算額の引き上げ等、別途、本国会で成立いたしました恩給法等の一部を改正する法律案による恩給の額の改定措置にない、所要の措置を講じようとするものであります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、厚生年金における年金額の引き上げに伴い、退職年金等の額のうち通算退職年金の額の算定方式に準じて算定する場合の定額部分の額及び通算退職年金の定額部分の額を引き上げることいたしております。

第二に、国家公務員共済組合法及び国家公務員組合法に基づく年金のうち、昭和五十四年三月三十一日以前に給付事由が生じたものにつきましては、恩給における措置にない、昭和五十四年度の国家公務員共済組合法及び国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法に定める退職年金等の最低保障額を引き上げることいたしておりますが、これも厚生年金における年金額の引き上げに伴う改善であります。

以上が、昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案及び国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同ください

ますようお願い申し上げます。

○総理委員長代理 地下鉄運輸大臣

昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律案及び公共企業体職員等共済組合法の改定に関する法律案

公共企業体職員等共済組合法及び昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律案の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○地政國務大臣 ただいま議題となりました昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

この法律案は、公共企業体の共済組合が支給しております退職年金等につきまして、別途、本国会で成り立たしました恩給法等の一部を改正する法律による恩給の額の改定措置に準じて年金額を引き上げるとともに、最低保障額の引き上げ等の措置を講じようとするものであります。

以下、この法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

第一に、公共企業体の共済組合が支給しております退職年金等のうち、昭和五十四年三月三十一日以前に給付事由が発生したものにつきまして、その年金額の算定の基礎となつている俸給を昭和

五十四年度の国家公務員の給与の改善内容に準じて増額することにより、昭和五十五年四月分から

年金額を引き上げることとしております。

この結果、平均で約三・五%程度年金額が増額されることとなります。

第二に、長期在職した者に係る退職年金等の最低保障額につきまして、昭和五十五年四月分からその額を引き上げるほか、昭和五十五年六月分からその額をさらに引き上げることとしておりま

す。

また、旧国家公務員共済組合法に基づく殉職年金等の最低保障額及び扶養加給の額につきまし

て、昭和五十五年四月分からその額を引き上げるほか、最低保障額につきましては、昭和五十五年六月分からその額をさらに引き上げることとしておりま

す。

第三に、旧国家公務員共済組合法に基づく殉職年金に加算される寡婦加算の額につきまして、昭和五十五年八月分からその額を引き上げることとも

に、寡婦加算を受ける者が、同時に退職年金等を受けることとなる場合には、必要な調整を行うこ

とができるよう措置することとしておりま

すことととする等所要の措置を講ずることといたしておられます。

このほか、殉職年金等の遺族加算の額につきま

して、昭和五十五年六月分からその額を引き上げることととする等所要の措置を講ずることといたしておられます。

次に、公共企業体職員等共済組合法及び昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

この法律案は、公共企業体の共済組合が支給しま

ております退職年金等につきまして、別途、本国会で御審議いただいております厚生年金保険法等の一部を改正する法律案による厚生年金における年金額の引き上げに伴い、所要の措置を講じよう

ます。

以下、この法律案の概要につきまして御説明申

し上げます。

第一に、退職年金等の額の算定方式のうち通算退職年金の額の算定方式に準ずる方式における定額部分の額につきまして、昭和五十五年六月分からその額を引き上げることといたしてお

ります。

また、通算退職年金の額の算定方式における定額部分の額につきましても、同様にその額を引き上げることといたしてお

ります。

第二に、退職年金等の最低保障額につきまして、昭和五十五年六月分からその額を引き上げることといたしてお

ります。

第三に、この法律案を提出する理由であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛成いた

だきますようお願い申し上げます。

○総理委員長代理 これにて提案理由の説明は終りました。

○総理委員長代理 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。沢田広君。

○沢田 広君 これは大臣に最初お伺いいたしますが、お帰りになつたばかりでありますから、行かれた先におけるもろもろの問題についてもお伺いいたしたい点もありますが、きょうは年金関係でありますから、年金関係を主体にお伺いをいたし

ます。

前回、非常に困難な法案でありまして、非常に長期な審議を行つたわけであります。われわれはそれを通過することで了承したわけであります

が、そのことに伴いましてそれぞれ必要な附帯決議がつけられているわけであります。これは個々の問題は一応別といたしまして、附帯決議がどの

う方法でこの附帯決議が実現に向かっているの問題は、どういうふうに実現に向かっているの

ような進捗状況、あるいはそれらに向かってどう

か、あるいははどういうふうに実現に向かっているのか、その点に対する現在の状況について、まずどのような方向で進めようとして

いるのか、これは、では後でまたお伺いをいたします。ひとつ後でその点の御回答をいただきたい

と思います。

それから続いて、これはいつも——いつもとい

うか、われわれが平素から言つておることであります。

それから国家公務員の共済組合法では、相互扶助厚生を図り、公共企業体の円滑な企業運営に資する、こういう法律の目的があります。

それから地方公務員等の共済組合法も同じであります。

ところが、厚生年金保険法は、この法律は、労働者及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与する、厚生年金基金がその加入者に対して行う給付に関する事項を定める、こういう言い方であります。

それから国民年金法に至りましては、国民年金制度は、日本国憲法第二十五条第二項に規定する理念に基づき、国民の共同連帯によって健全な国民生活の維持及び向上に寄与する。

恩給法は「公務員及其ノ遺族ハ本法ノ定ムル所ニ依リ恩給ヲ受クルノ権利ヲ有ス」。

こういうふうに、それぞれ恩給なり年金なりの、まず法の第一条の精神が非常に——非常にとい

う言葉がいいかどうかわかりませんが、歴史が違うと言えばそれまででありますけれども、いざ

れにしても、共済年金、恩給あるいは厚生年金、国民年金合わせまして、法のたてまえに相違があるのではないか。これはもつと近づけていくべき

性格のものではないか、あるいはこれが当然の、あるいは国民年金に定められているよう

の、やはり日本国憲法第二十五条第二項というものが基本的な理念にならなければならないのでは

ないか、こういう疑問を私たちを持ち、主張を持つわけです。

その点ひとつ、これらの歴史的な過程について今は承知をいたしておりますから、これに対して今後どういう方向で統一化を図る意思があるのか、そのままの形態を残していくつもりなのか、その辺だけお答えをいただきたいと思います。

○竹下 国務大臣 これは、いま委員も御指摘のとおり、それぞれの歴史的経過というもののが存在するわけでござりますので、にわかにこれを一元的な物の考え方で整理するということは種々困難な問題があろうかと思います。

しかしながら、そのよつて来る歴史的経過を踏まえながらも、それが一元的な中で国民全体に年金制度そのものとして対応できるような方向で、これからも引き続き、あるいは間断なく検討していくべき課題であるというような基本認識を持つておるところであります。

○西垣 政府委員 いまの大臣の御説明をちょっと補足させていただきます。

共済年金につきましては、いま御指摘ののような社会保険としての社会保障として公的年金制度として機能しているという面はもちろんございまして、しかし、同時にこれは公務員制度の一環として位置づけられておりますように、二重の性格を有しておる。それからさらく現在発生しております共済年金のほとんどは、恩給等の旧制度期間を含んでいるということから恩給制度とのかかわりも深く、経過的には恩給的性格もあるということです。したがいまして、将来発生いたします純粋な共済年金について申しますと、社会保険的な公的年金制度という性格と同時に、職域の特殊性からくる企業年金的部分というものがございまして、二つの性格を持つておる、こういうことをだと思います。それを踏まえまして、先ほど大臣がお答え申し上げましたように、その他の公的年金制度との整合性をそういう性格を踏まえながらどういうふうにして推し進めていくかというのがこれかららの課題だらうと思います。

○沢田 委員 前の質問はまだ後ですか。じゃそれは後でまた続けていただきますが、年金の場合に

一番議論がされるのが積立金方式と賦課方式といふ議論であります。積立金の方によると、インフレがないというか物価が安定をし、生活水準が一定の条件になつてある場合においては、当然積み立てられた金の目減りというものがなくなる。この前も若干触れましたが、昭和三十年を一〇〇にいたしますと現在昭和五十年で一〇〇〇、わかりやすく言えば十倍にいわゆる給与ベースも上がっているし、物価はさらにそれ以上上がっておる。だから、昭和三十年のときの積立金は現在に引き直しますと、掛金を同じに置いておいたところが、現在十四兆九千億ぐらいですかね。ところが、厚生年金に例をとりますと、十五兆兆ですが、厚生年金に例をとりますと、十五兆円ぐらのものを持っております。しかし、それは掛け金がふえていてそして十五兆円になつておるのであつて、当時の掛け金でいつたと仮定をすれば、それは数字でいくと半分以下に減つてしまつておるということになるんですね。それは構造的欠損、こう言っておりますが、いわゆる被保険者の責任でもなければ保険者の責任でもない。言ふならば構造的な政府の政策に基づく失敗というとどうも答えにくいでしょうから、いわゆる政策の欠陥として生まれてきた積立金の欠損である。

厚生年金の方の指標にこういうのが一つあるのですが、昭和五十年を一〇〇として七十五年まで、現在の掛け金率でいえば四・五五、九・一です。九・一で昭和七十五年まではこのまま支払うことは可能であるという数字であります。しかし、七十六年になりますと九・一が約倍の掛け金にならなければならない。これが賦課方式でいった場合の例であります。ところが、いま政府が考へております方向でいきますと、九・一から五十七年には一〇・九、あるいは六十年には一二・七、六十四年ぐらいですが一四・七、さらに七十二年ぐらいには一六・七、七十五年には一八・七、こう段階的に保険料率を上

げていく。そうすると、この部分は少なくとも積立金として残つていいく分です。大体四兆ぐらいずつ全体として見れば毎年度上積みされていくわけですから、もっと残つていくわけであります。この構造的欠損に対して政府はやはり責任を持つてなんをしてやるというものがたてまえなのではないのか。これは本人の責任ではない。少なくとも積立金という制度をつくる以上は、その原資をいって当然十倍の効果を示していかなければならぬ六%で運転しておりますけれども、インフレよりも高率とまでいかなくとも、インフレ並みの、積立金が目減りしないような措置を講ずる政府の基本的な責任というものが存在するのではないかと私は考へるわけですが、構造的な欠損、目減りというものと同時に、それをいま利回りを六%で考へておるようですが、この構造的な被保険者の責任でもなければ保険者の責任でもない。どうも答えておられるのが機能していきますので、私はこれでやつていいけるのではないか、かようにお考へになつておられるのか、その点をお答えいただきたい。

○西垣 政府委員 御指摘のとおり、共済年金につきましては積立方式をとつております。年金の積み立てにつきましては三つの性格がある、こういふふうに言われております。第一が、将来の給付支出を保障する責任準備金。第一が、将来の給付支出を保障する責任準備金的性質でございます。第二が、世代間の費用負担の格差が過大とならないようにするための緩和剤としての性格でございます。それから第三に、組合員のための福祉事業、これは貸し付け等を行つておるわけでございますが、その原資としての性格でございます。

確かに、御指摘のように、インフレに伴う年金額の改定がござりますと、積立金に不足を生ずることになりますけれども、現在この不足額につきましては保険料負担として組合員、事業主、国のみ者がそれぞれ負担するということになつております。いまの御指摘はこの不足額を国だけに負担

いてこういつたものを認めますと、預金等についてはどうだ、こういうようなことにもなるわけでございまして、なかなかむずかしい問題でござります。国としてはインフレ対策を十分に図つていただくことが一つの方向だらうと思います。それから給付を受ける立場からいきますと、結局そういう時期には給与水準の引き上げ等に伴いまして給付額の改定が行われる、それを通じまして掛け金の引き上げ等によりまして制度間の負担の調整、こういったものが機能していきますので、私はこれでやつていいけるのではないか、かように考へます。

それから先ほどの附帯決議の問題であります。第一が支給開始年齢の引き上げと雇用保障についてであります。公務員の雇用保障年齢との有機的連係を保つといふ問題につきましては、今後ともこの附帯決議の趣旨に沿いまして配慮していけるのではないか、考へます。

それから重労働職種や危険職種につきまして減額年金の減額率を緩和した措置を講ずるといふ問題につきましては、昨年末の改正は普通の退職年金の支給を受ける者と減額退職年金の支給を受けることを選択した者の間の公平性を保つといふことを目的としたものでございます。しかし、本人の意思によらないで、奨奨等により退職するような場合には特別の緩和措置を講ずる道を用意しております。こういった整理退職以外に

それから、國庫負担の引き上げの問題でございますが、國庫負担のあり方につきましては、社会保険制度全体の均衡を考慮する必要がございますけれども、今後審議会等に諮りながら、さらに検討を続けてまいりたい、かように考へております。いまの御指摘はこの不足額を国だけに負担さしたらどうだ、こういうことにならうかと思うことになりますけれども、現在この不足額につきましては保険料負担として組合員、事業主、国のみ者がそれぞれ負担するということになつております。いまの御指摘はこの不足額を国だけに負担

ずかしいわけでございますが、歳入の道を何らかの方法で講じていくというようなことも考えながら検討していくべき問題ではないかというふうに考えております。

それから第四に、懲戒処分者に対する年金の給付制限を再検討する問題でございます。現在の共済年金は、先ほど申し上げましたように、公的年金制度として老後の所得保障機能を有すると同時に、公務員法を根拠としていることにも見られますように、公務員制度の一環でもございます。したがいまして、給付制限を全廃することは問題が多いわけでございますが、この給付制限が厳し過ぎることにつきましては、かねてから指摘されているところでございますので、政令改正によつて緩和する方向で私どもいま検討中でございます。成案ができましたら、国家公務員共済組合審議会に諮りまして処理してまいりたいというふうに考えております。

それから、共済組合制度に関する統一した審議会を設置すべしという点につきましては、確かに共済制度全般につきまして共通した審議の場をつくることは必要でございます。この点については、各方面からの御指摘もございます。たた、既に存の国共審とか地共審との関係の問題とか、新設審議会の所管官庁をどうするかといった問題がござりますので、実行上の問題といたしまして、共済制度全体を通じて基本的問題を研究する研究会をつくるということとで近々にその発足をさせたいといふふうに考えております。

○沢田委員 私は、実は言いわけを聞こうと思つてゐたわけではなくて、附帯決議は嚴然たる事実ですから、問題は、附帯決議に沿つて政府がこれでいいですから、決議されたことに対し私はどちらどう対処するか、事実関係を実は聞いたわけあります。言いわけがましい点はひとつ後の機会でいいですから、決議されたことに対し私は何か違う考え方を持っているんだというような言い方を、ここで答弁されることは、委員会の決定に反する言動ということになるわけですから、

普通ならば私も大きな声を上げて、こら、こう言ひたいところなんありますが、じみな年金の問題ですからそうは申し上げませんが、折があつたらそういう言いわけがましい点は訂正をしておいていただくことが、身のためと言うと言葉がどうかと思いますが、委員会の尊重という立場から見て正しい姿勢ではないのか、こういうふうに思いますが、から、いまあなたの言われた言いわけの部分はお取り消しを願つておいた方がいいと思つます。折あつたらお答えいただきたいと思つます。

それから、さつき、厚生年金でいきますと二〇%、公企体でいけば一五%、一六%，これは制度の補助ですね。私がいま議論に提起をしていることは、そのときに積んでおいて、ずっと積み重なってきた積立金がインフレによつて一年ごとに損をしていくことが起きる。その損をした分は、構造的な欠損ぢやないですか。さつきも言つたように、昭和三十年当時はサラリーマンの年間所得は二十万でした。それがいま、五十年で二百万ちょっと超えてますね。そうすると、それは価値が十倍に変わつてきているわけなんです。そうすると、昭和三十年において積立金は、純然には十倍になつていなければならぬわけなんですね。そういう運営をすることが政府の責任、任務なのです。そうに欠損が出た場合、それは政府の責任なんだから、政府がそれを補てんするのは当然のことなんではないだろうか。これは、インフレという政策を、好んでするのか好んでしないのか、このことは別として、やはりインフレという事態が生じた場合に起る預金とかその他の目減りも当然対象になると思うのですよ。対象となると思うが、積立金制度をやつてある。骨とう品を買うという方法もある。土地を買うという方法もある。ところが、年金はそういう自由がきかない。預けたあなた方がその管理運

營を担うわけですから、納めた人間に損害を与えるわけがない。そのためには、社会保険という仕組みがない義務を負つてゐるのではないかということなんですね。そこで、その点は、そのとおりだとなれば解釈されるでしょう。その点は預金とは違うでしょう。その点はお答えいただきました。

○西垣政府委員 先ほどの答弁どうもお気にさわりましたようで、その点ちょっとと説明したいと思うのですが、私はそういうつもりで申し上げたのではなくて、現時点でどういうふうになつてゐるかということを率直に申し上げたつもりでございまして、附帯決議の御趣旨は尊重する方向で検討しているつもりでございます。できるところからやりたいと考えております。先ほど申し上げましたように、受給権を失つてゐる者の救済をどうするかということを率直に申し上げたつもりでございまして、附帯決議の御趣旨は尊重する方向で検

討しているつもりでございます。できるところからやりたいと考えております。先ほど申し上げましたように、受給権を失つてゐる者の救済をどうするかという問題につきましては、これは政令で措置でくる問題でございますので、いま事務的に検討を進めておりまして、できるだけ早く国家公務員共済の審議会にかけて、実現に持つていて、ついでございます。

それから、いまのインフレによる目減りの問題につきましては、これは、物価が安定いたしました。

それから、いまのインフレによる目減りの問題につきましては、これは、物価が安定いたしました。そこには目減りというような問題が起きなければ、これにこしたことではないわけでございますが、現在のそれに対する対策の仕方としましては、五年ごとに再計算をいたしまして、この間に受給権者もふえておりますし、それから組合員の数も異動がござります。それから給付の水準に対して積み立てが十分でないというふうな問題がございますと、その時点で掛ける掛金をどうするか、その掛け金額を改定いたしまして、これは、通常の場合には、給付水準が上がり、ことにいまのようにながらが十分でないというふうな問題がございますと、高まる場合には受給権者がふえていくわけでござりますから、それだけ掛け金額をふやさなければいけない。そういう計算をした上で、組合員と使用者とそれから国とがそれを分担するという仕組みになつてゐるわけでございます。いま御指摘のように方法で対処しようすれば、結局その部分は

国だけが負担をしなければならないということになるわけですが、社会保険という仕組みは、やはりみんなで負担する、こういう仕組みだらうと思います。そういう意味で、国だけが負担するというようなことは、現在の財政事情からいつても困難ではないか、こういうふうに考えるわけでございます。

○沢田委員 いま負担の問題までは言つていませんが、私はそういうつもりで申し上げたのではありません。そこで、その点は、そのとおりだとなれば解釈されるでしょう。その点は預金とは違つて、その点はお答えいただきました。

○西垣政府委員 インフレの責任論を私がお答えするのは適当ではないと思うのですけれども、確かに、戦後ずっと物価上昇が続いているわけですが、これまでが許容される物価の上昇であつて、それ以上が政府の責任だというような議論をすることはやはりなかなかむずかしい問題ではないかという気がいたします。

○沢田委員 では、ゼロではないということは否定されませんね。責任と言つといやになるのならば、政府には行政上、誤りと言つといれもないや

言葉かもしれません、とにかく行政上の失敗といふか、ゼロではないということは肯定されますね。何がであるかは別として、その責任の所在は否定できないだろうと思いますが、これは一般的な責任で、あなたの責任という意味じゃないですかから、その点は誤解しないように。

○竹下国務大臣 いまのインフレ責任論とでも申しますか、そういう問題はやはり私がお答えするべき性格のものであろうと思つております。

戦後今日まで、わが国のみならず、とにかくにもある種の物価上昇、経済成長に見合う物価上昇といふ中で世界経済全体が推移してきておると思つます。特に政策インフレといふ場合には、それなりの目に見えた責任論というのが私もあり得ると思いますが、現実問題といつしまして、開発途上国の一帯にまだいわゆる政策インフレ的な要素のある國もございますけれども、いま各國とも英知を集めて政策運営をしておるといふのは、なかなか自由な思想と自由な競争原理の中に経済といふものが存在しておるという限りにおいては、そういう物価上昇のすべてがいわゆる政策によるということはあながち言えない問題ではなかろうか。しかし、戦後の歴史から見ましても、ある時期、わが国においても極言すれば政策インフレ的な要因のあつた時代も私は皆無であるとは思つておりません。したがつて、かかわり合いがあるということは言えると思うのですが、責任の分限がどの範囲に属するかということになりますと、これは大変むずかしい問題であらうといふ認識であります。

○沢田委員 ゼロではないということであります。そこで、積立金の運用についてはやはり自減りをしないような運用をしていくという努力目標については、今後の問題であります。否定されないだらうと思うのですが、これはいかがですか。やむを得ないと思いますか、どちらですか。

○西垣政府委員 積立金の運用につきましては、まず第一に考えなくてはならないのは安全な運用

をするということも一つあると思います。それから同時に、組合員の福利のために使うということともあらうかと思います。そういったこともいろいろな要請をあわせ考えましてその運用方法を決めしていく、きわめて抽象的でございますが、そういうことだと思います。

○沢田委員 いずれにしても、そういう目的が副次的にあるにせよ、積立金の目減りを最小限度に食いとめていくという基本的な責任管理体制、管理制度といふものが存在するということは否定しないでしようね。いかがですか。

○西垣政府委員 いまの御指摘は、私がいま挙げました三つの中の、できるだけ有利に運用するという一つの要素だと思います。

○沢田委員 続いて、最悪の場合何らかの構造的な欠損、また最善の積立金の運用を図る、それでもインフレによつて社会構造的にいやおうなしに目減りというものが起きてくる、その場合にその欠損を補うものは何かということなんですがね。これも事によると大蔵大臣になるのかもわかりませんが、インフレによつて一方でもうけているものが、インフレによって一方でもうけているものが、現実問題として、税体系の中で考えてみると、インフレによるところの利益を捕捉していくといふことは技術的にも問題としては非常に困難な問題である、一般的にそのように言われておるところであります。

また、たとえば土地の問題等につきましては、人口多くして土地の狭隘なわが国としてのある種の宿命とはいゝ、この問題については別の角度から土地譲渡益に対するところのいわゆる重課税、今日の土地譲渡益の重課制度といふものがそれなりに設けられているわけであります。したがいまして、それらの物価上昇に伴つた利益が年金財政とそのままスライドしていくような税制といふのは、現実問題としては考え方の中に入れるといふのは非常にむずかしい問題ではなかろうか。そういうふうに私は基本的には認識をいたしておるわけであります。したがつて、私どもといたします

○沢田委員 これは非常にむずかしい問題でございます。と申しますのは、いわゆる課税といいますから、いま大蔵大臣に御答弁いただいたのろな要請をあわせ考えましてその運用方法を決めたことだと思います。年金だけではないと思います。年金だけではないから、インフレによって非常に損失を受けた者あるいはインフレによって非常に利益を受けた者との平衡政策が政策の優先順位の決定の中などにして選択されるにくかといふのが一般的に描かれる一つの姿であると思います。しかしながら、その中に目的的性を持つことによってまた国民の理解を得やすい問題も事によって多々あるわけであります。その組み合わせによって各國ともそのような税制がとられておるわけでござりますが、現実問題として、税体系の中で考えてみると、インフレによるところの利益を捕捉していくといふことは技術的にも問題としては非常に困難な問題である、一般的にそのように言われておるところであります。

また、たとえば土地の問題等につきましては、人口多くして土地の狭隘なわが国としてのある種の宿命とはいゝ、この問題については別の角度から土地譲渡益に対するところのいわゆる重課税、今日の土地譲渡益の重課制度といふものがそれなりに設けられているわけであります。したがいまして、それらの物価上昇に伴つた利益が年金財政とそのままスライドしていくような税制といふのは、現実問題としては考え方の中に入れるといふのは非常にむずかしい問題ではなかろうか。そういうふうに私は基本的には認識をいたしておるわけであります。したがつて、私どもといたしません。

○沢田委員 これだけでやつていると全部時間がなくなりますから、そういうことで理解をしてもらおうということをひとつ要望しておいて、それでこれから年の年金の具体的な問題に入らしていただきたいと思うのです。

今後の年金に、特に共済問題の成熟度といふなどということに流れではないけれども、インフレをいかにして防止していくかという政策目標の中努力すべき問題であつて、現実問題として、年々設定して守られたり守られなかつたりしないでいることがあります。私は、いまここで意見は時間の関係で省略をいたしますが、研究会をつくつて、研究会という名称が果たして妥当なのかどうかという気持ちいたしますけれども、研究会を設けるということも政府は考えている、いまの答

かといふふうに考えております。

○沢田委員 そこまで来れば技術的なものだと思いますから、いま大蔵大臣に御答弁いただいたのですが、考え方としてはそういうことが——これが年金だけではないと思います。年金だけではないと、考え方としては完全に直接に直結しているわけでも次にはその平均化を図つていくといふ政策が続けられないかなければならない、それが片つ方がうんと損した場合に、片つ方の利益を得た方からある程度の、回すと言ふと、言葉が悪いですけれども、次にはその平均化を図つていいというものが政治だ、そういうふうに一般論としては御肯定なされますか。

○竹下国務大臣 歳入、歳出両面を考えたときには、利益あるものをどのようにして政策選択の順位の中で還元していくかという場合に、インフレというものがどうした基準に置かれるべきかといふのはむずかしい問題であろうと私は思います。しかし、委員のおっしゃる、いわゆる簡単に言うと一つの先生の政治哲学ですね、その政治哲学と一緒に設けられているわけであります。したがいまして、彼らの物価上昇に伴つた利益が年金財政とそのままスライドしていくような税制といふのは、現実問題としては考え方の中に入れるといふのは非常にむずかしい問題ではなかろうか。そういうふうに私は基本的には認識をいたしておるわけであります。したがつて、私どもといたしません。

○沢田委員 これだけでやつていると全部時間がなくなりますから、そういうことで理解をしてもらおうということをひとつ要望しておいて、それでこれから年の年金の具体的な問題に入らしていただきたいと思うのです。

今後の年金に、特に共済問題の成熟度といふなどということに流れではないけれども、インフレをいかにして防止していくかという政策目標の中努力すべき問題であつて、現実問題として、年々設定して守られたり守られなかつたりしないでいることがあります。私は、いまここで意見は時間の関係で省略をいたしますが、研究会をつくつて、研究会という名称が果たして妥当なのかどうかという気持ちいたしますけれども、研究会を設けるということも政府は考えている、いまの答

弁でも言われているようありますが、その研究会はどんな役割り、使命あるいはそういう任務、それからまた基本問題の懇談会、いろいろ社会保障制度の審議会、そういうものもありますが、それとの関連性はどうなのか、そこまでひとつお答えをいただきたいと思います。

○西垣政府委員 先ほどもお答えいたしましたように、近々に発足を予定しております研究会は、共済年金制度全体の今後のあり方につきまして、基本的諸問題を専門的立場から一元的に御検討いたくという趣旨で発足させようとしているものでございます。いまお述べになりました年金制度基本構想懇談会といふのがございますが、これは公的年金問題全体につきまして横断的に検討するということで厚生大臣の私的諮問機関として設けられたものでございますが、私どもが近く発足を予定させていただいているのがございませんが、これは、そういう大きな幅のものではございませんで、共済だけの基本的な問題——共済だけと申しましても、共済には五つのグループがございますし、たとえば公企体の共済という一つのグループの中でもそれぞれ違うというようなことがございまして、共済についての共通問題を研究する必要性といふのはかねてから指摘されていたところでございまして、共済年金の職域年金的性格や公務員制度との関連等にも配慮しながら、総合的視野から共済年金のあり方、たとえば給付水準でございますとか、給付要件でございますとか、年金財政でございますとか、あるいはほかの公的年金との整合性あるいは調整ということを共済の側から研究する必要もある、あるいは成熟度が高まる中で保険者の統合等の必要性あるいはその是非、そういう問題につきましても研究する必要があるということで、基本問題にしばりまして学識経験者の方々で構成した研究会で検討していくだけです。こういうことを考えているわけでございます。

これは私どもの気持ちといたしましては、先ほど申し上げましたように、附帯決議にございます

か、お答えをいただきたいと思います。

○西垣政府委員 官民格差としていろいろなことが言われております。その一つが支給額に差があるのではないかということです。

現在、現実に支給されております実績で見ますと、年金支給額の新規裁定の実績が五十二年度

で、共済、これは連合会一般組合でございますが、百七十三万円、厚生年金九十八万円といふことで、かなり差があることは事実でございますが、これを単純に官民格差だと言うのは問題があるわけでございます。

その問題があると申しますのは、一つは、加入期間が全然違いまして、共済の場合は三十三年、厚年は二十四年ということで、期間に差がござります。それから現在の共済年金には恩給分等が含まれている経過年金だという問題がございます。それから厚年受給者の場合には、厚年基金等による企業年金がある場合がかなりあるわけでございますが、これが別になっていて、その分に対応するものが実は共済年金の中に職域年金的性格といふことで入っているのじゃないか、こういう問題を

それで、モデル年金によって比較いたします。それで、厚生年金によつて計算をしたもので百六十三万三千円といふことで、ほとんど差がなくなつております。したがいまして、先ほど申し上げましたように、厚生年金の中には、ほかに企業年金があるわけなんですが、その点はどういうふうにあります。それをもし加えますと、これは大きいということは一概に言えないというような姿になつてゐるかと思います。

○沢田委員 企業年金も適格年金とか、大体五十九・九%、六割、いま各企業では採用しているよ

うであります。それをもし加えますと、これは大体月額六万から七万ぐらいというふうになつてお

りますし、いろいろ制度はまちまちであります

が、主に全企業のうちの六割ぐらいが適用化され

ている。もしこれが全企業に普及していく場合

はどういう形になるとお考えになりますか。

○西垣政府委員 ちょっと私どもこの辺の数字をつかんでおりませんので、まことに申しわけございませんが、お答えをひとつ許していただきたい

と思います。

○沢田委員 逆の官民格差が今度は生じてくると

いうことにもなりかねない。その場合は退職金と

命保険みたいなものまでも運動してくるというこ

ともなるかもわかりませんけれども、いずれに

間違いないわけでありますから、企業年金の六割

の実施状況とすることも無視してこれを論ずるわ

けにはいかない、こういうことだけは理解できます。

次に、官官格差であります。前からもこれも議論されておりますが、いわゆる一般の市民なりわ

れわれから一般的に見て、この官官格差といつても

のは果たしてどういうものなのであるうかといふ

ことであります。たとえば自衛隊としても警察官

にして、どういうふうにして——たとえば鉄道の

公務官と警察の交通とどう違うのだろうか、あ

るは自衛隊にいる事務職員と防衛庁にいる事務

職員と大蔵省にいる事務職員あるいは建設省にい

る事務職員なり看守なり守衛なりとどう違うので

あります。これらは、その点は余り責めることはどうかと思います。からいでしょ。何人の足を引張ろうといふのがねらいではありませんから。ただ、そういうものについてやはり考えていかなければならぬ問題があるということだけ一応申し上げておきたいと思います。

○沢田委員 ないことはないのありますけれど

も、その点は余り責めることはどうかと思います。

○西垣政府委員 公務員の場合には、いずれも同

じ法律を根拠として共済の制度がございますの

で、官官格差と言われるようなものはございません。

○沢田委員 ないことはないのありますけれど

も、その点は余り責めることはどうかと思います。

○西垣政府委員 公務員の場合は、たとえば停年が決まつて自衛隊の場合は、たとえば停年が決まつて

り低くしてある。しかし同時に、これは保険経理

ということがございますので、それに見合つて掛

金率が高くなる、こういう関係でございます。

○沢田委員 たとえば停年が決まつて自衛隊

はいいです。決まつてないところに対する官官格

差はどうなりますか。

○西垣政府委員 公務員の場合は、たとえば停年が決まつて自衛隊の場合は、たとえば停年が決まつて

ります。こういう成熟度というものについて、この状況から今後どういう方向を求めていつたらい

か。さらに若干ほどの数字で申し上げますが、これは数字がマルク等になっておりますけれども、西ドイツあたりは被用者が9%、使用者が

9%で国庫は赤字を補てんする、こういうことであります。こういう成熟度というものについて、こ

れは、その職業といいますか勤務の性格から、はつきりした停年がございまして、そういうことではかよ

から給付開始年齢が五十五歳というごとではかよ

ります。こういうふうにお考へになつておられるか、いわゆる官官格差と言われている問

題についてお答えいただきたいと思います。

○西垣政府委員 自衛隊の場合でございますが、これはその職業といいますか勤務の性格から、は

ついでございまして、そういう關係でございまして、それが、その点はどういうふうにお考へになつてお

られるか、いわゆる官官格差と言われている問題についてお答えいただきたいと思います。

○西垣政府委員 たとえば停年が決まつて自衛隊

はいいです。決まつてないところに対する官官格

差はどうなりますか。

○西垣政府委員 たとえば停年が決まつて自衛隊

はいいです。決まつてないところに対する官官格

差はどうなりますか。

三四・二%という世界最高の負担金になりかけていく、こういう危険性を持っているわけですね。果たしてこのままで政府の体制としていいのだろうか、やはり何らかの方向を、政府としては福祉国家ということを言う以上は福祉国家に倣する方向をここで打ち出さなければいけないのであるが、こういうふうに思いますけれども、諸外国とも比較し、あるいは成熟度の高い例を挙げましてその方向性、考え方、あるいはどういうふうにこれを措置していくとなさっているのか、その点ひとつお答えいただきたいと思います。

○西垣政府委員 いまお挙げになりました成熟度の高さ問題はいまの時点で高いだけではなくて、老齢化の進行がこれから急速に進んでまいりますので、成熟度が急速に高まっていくという問題でございます。最も高い国鉄につきましては、あと数年のうちに成熟度が一〇%を超えてしまって、こういう状況でございます。それにはどう対応していくかということは公的年金全体を通じての大問題でございます。一つの方向としては、組合員負担ということで、その負担が高くなつてもがまんをしてやっていく方向でございましょうし、それからいまお挙げになりました国々の中で、国の負担が大きいところはそこは国民の合意で税金でいくというところで割り切つている国だと思います。そういうたとえ割り切つてこれに対処していくかといふのはこれからの大問題でございまして、それは私どもだけではなくて、行政の側としても厚生省等と一緒に研究しなくてはならぬ問題ではないかと考えております。

それから共済のグループだけの問題といったま

しては、先ほど申し上げました研究会におきまし

て、統一問題あるいは調整問題というようなもの

が避けられない問題でございまして、私どもといたしましては真剣に取り組んでいかなくてはならないと思っております。

○沢田委員 真剣に取り組むだけではちつとも結

果は出ないのであります、要するに、こういう状態になつて高齢化社会にどんどん進んでいった

場合における処方せんを国民に示していくことが必要で、足りなくなれば何でもかんでも年齢を引き上げるとか、そう考えるのは中学生の考え方であります。それをさつき言つたようなもろもろの要素を含めながらそれに対応していくように、これは要望だけしております。

次に懲戒処分のあり方ですが、これは附帯決議にも出しているのですけれども、時間の関係で簡単

にいきますと、禁錮以上の刑に処せられて執行猶予がついた場合は、恩給の場合は年金の減額はない、その間はもとに復するのであります。たとえば禁錮になつていても出てくれば恩給の方はも

とどおりに戻る。執行猶予がついた場合にはこれ

はされないのであります。これはお答えいただき

なくとも、私が調べてきた結果はそういうことな

んです。ところが、國家公務員なり公企体の職員

の場合は懲戒処分には、退職金も下手をやるとゼ

ロになる。さらに加えて二〇%の年金の減額が行

われる。そうしますと、いま平均千四百万くらい

の退職金であります。そうすると、二〇%で

すと、いまさき出てきた数字の二〇%と考えま

しても、大体百六十三万と仮定しますと三十二万

くらい引かれていく。十年間で三百二十万、二十

年間で六百四十万、三十年間で九百何万。千四百

万の退職金を削つた上に、三十年もえる人は少

ないと思ひますけれども、それに加えてさらに年

金額を減額するゆえんは過酷な処分になつていく

のではないか、その点はどう考へておられるか

お答えをいただきたいと願います。

○西垣政府委員 御指摘のようないわゆる公務員

の問題がございまして、これが公務員共済が公務員制度の一環である

といふ性格からくるものでござりますけれども、

それにもよく承知しております。確かに、民間と

比較しますと、民間ではほとんど問題にならない

ようなことが国家公務員の場合には退職手当の不

支給の理由になりましたり、それから共済年金に

つきましたは一部あるいは全部の減額になります

たり、そういったことでございまして、一つ一つ

見ておきますと、本当にこれでいいのかなという御指摘はそのとおりだと思います。そういう意昧で、先ほど申し上げましたように、私どもいたしましては、この辺の敷設は政令でできることでもございますし、国会での御論議もたびたびございましたので、その辺を踏まえましてできるだけ早く成案を得るようにいたしたいというふうに考えます。

○沢田委員 これはできるだけ早く成案を得ると

いうのも、たとえば恩給法では三年以下の懲役

または禁錮の場合はその間は中断されるけれども、執行猶予は停止しないということになつてい

るんでしょう。当然、運動してその点だけは自動

的に直されてもいいはずじゃないかという気がし

ます。しかも、刑の執行猶予の場合は百分の五

を、国家公務員の場合でもあれでも減額するので

ですね。しかもこれは、懲戒処分は非常に種類は多

いですよ。厚生年金の方を私は言おうとは思いま

せんけれども、極端に言えばまさに会社としては利益を

得るから、しばらくおまえがまんしていくくれ、

帰つたら部長にするなんということになつ

て、昇給にもなりかねない。それで年金は通算に

なつていくわけですね。刑務所に行つたって通算

になる。雇用関係があり保険金が納まつていれば

厚生年金は継続されていくわけであります。そ

う立場から考えてみると、贈収賄を例にとつた

のは大変申しわけないけれども、少し過酷過ぎな

いから。

直したいと言つても、恩給法の関係だけでも

も、執行猶予中でも少なくとも百分の五の減額を

している。あるいは一年未満は百分の二十五です

ね。三年以下になると百分の三十五です。三年以

上の刑がくると百分の四十五です。半分に減るの

ですね。そういうことになると退職金はもちろん

ゼロです。それは幾ら考へても——幾ら公務員法

を見たつてこんなことは書いてないです。書い

てあるとすれば恩給法の問題だけですよ。今日これを残しておくことだけは、どう考へても私は不當だと思う。退職金がゼロになるのなら年金の方は生かすとか、両方とも二重刑罰を加えることは法制上もおかしいのじゃないか。これは大蔵大臣、ひとつお答えをいただきたいと思うのですが、ひとつの問題で、私どもも二重刑罰というのではございませんし、国会での御論議もたびたびございましたので、その辺を踏まえましてできるだけ早く成案を得るようにいたしたいというふうに考えます。

○竹下国務大臣 私もいま委員の御意見を聞きな

がらなるほどそんなものかなと思つて、本当は、

大變のんびりしたような答弁でございますが、お

聞きしておつたところでございます。原則的に、

いわゆる公務員というものに対する制度そのもの

の非常に基本的な考え方からくる厳しさというよ

うなものが存在することはあり得ることであらう

と思いますけれども、確かに附帯決議にもござい

ますだけに、この政令等の改正について急ぎ検

討をしなければならない課題であるという認識だ

けは私なりに深めさせていただいた、そういう感

じを持つております。

○沢田委員 続いて、厚生年金の方には、女子が

五歳年齢引き下げで年金の受給資格が生じるよう

になつております。掛け金も少なくなつております。

なぜ公務員なり公企体なりは、男女平等とい

う原則でもあるのでありますよけれども、女子

が同じでなければならぬのか。なぜ厚生年金の

方は五歳の引き下げが認められておつて、国家公

務員なりそういうものについては認められないの

か、その点ひとつ簡単にお答えいただきたいと思

うのです。

○西垣政府委員 昨年十二月の改正で男女ともに

六十歳になりました結果、厚生年金よりも五歳女

子が高くなつてゐるわけでございますが、これ

は、共済年金は国家公務員制度の一環であるとい

う性格がござりますので、男女の差は設けないと

いうことで從来からいるわけでございます。

したがいまして、十二月の改正法の前は男女ともに

五十五歳、今度は男女ともに六十歳ということ

で、これは公務員制度の一環としてずっとときでいるということでおざいます。

女子が五十五歳ということになりますと、女子の掛金率の方が高くなるというふうな付隨的な問題がございます。それだけちょっと申し上げておきます。

ますか。厚生年金の方は女子の掛金も低い、しかも五歳若くもらえる。国家公務員の方は掛金も

○西垣政府委員 私は、公務員制度の一環として男女平等等ということをやつておりますので、そこには割り切るより仕方がないのではないかとうのうえで、そういうふうに考えております。

○沢田委員 時間が少なくなつてしまましたが、とにかくいま折衝をしておる厚生年金の子なし妻の旗年金の問題であります。

いる場合には年金を支給しないということになります。いま子供の出生率というのは、一人ないし二三人ということがあります。そうすると、二つ問題があるのですが、四十歳でどういうふうに生活を持していくたらいいんだろうか。あるいはまた二十三年前に子供を生んだら、一生生む人の考の方だったら二十三前に生んだらば、これはもう四十歳のときには年金はゼロになっちゃう。だら、たとえば中断をするとかあるいは減額率をしますとか、これは話が若干わかると思うのですが。それでも若干問題があるけれども、これを、然ゼロにするということは、これは与野党でいろいろ話し合っていると思うのでありますけれども、大蔵大臣かだれかわからぬが、こんなむちゅちゅな話は、論理も一貫しないし、将来の家構成あるいはこれから若い人たちの結婚をどう考へているか。二十なんかに子供を生んだらばんでもないことになっちゃう。それでおやじに

○西垣政府委員　寡婦加算額の大幅引き上げに伴  
いまして、四十歳未満の子供がない妻につきまして  
て受給権を与えないようにするという改正を厚生年  
金法の中ではしているわけでござりますが、いま  
ま指摘のような問題もございまして、私ども國  
家公務員共済組合審議会あるいは社会保障制度審  
議会でどうすべきかということを御検討いただき  
ましたときに、これは從来からの共済のやり方に  
はなじまない問題もあるので慎重に検討すべきで  
あるという結論が得られまして、今回の改正案に  
はそれを入れておりません。共済としては從来  
からの共済の考え方の中でこれをどう処理していく  
のかということにつきましてさらに検討したい  
と思っています。

厚生年金の方でどういうお考えに基づいてそう  
いう案を立てられたかにつきましては、私がお答  
えをいたしましたが、厚生年金の方でどういうお考  
えに基づいてそういった案を立てられたかにつきま  
しては、私がお答えをいたしましたが、どうぞよろ  
しくお聞きください。

す。そういうようなことも考えて、この關支  
給付要件の見直しをすべきであるというような御意  
見をいただいたわけでございまして、そういう御  
意見を受けまして、私どもとしては遺族年金につ  
いては手厚くすべきところは手厚い処遇改善をす  
る、反面におきまして御遠慮いただけるところは  
この際御遠慮いただくというような改正を御提案  
申し上げておるわけでございます。

○沢田委員　あなたが死んでしまったときに、あ  
なたの奥さんが、十八歳以上の子供でもいて大学  
へ行つている場合を考えつくつてくださいよ。  
あなた、自分がそなつた場合に、あなたの奥さ  
んはどうしたら生活が維持できるか。キャバレー  
へでも行って働かなければなかなか生活できや  
ない。そういう状態をみずから招くような法案を  
提出したことを見づから駄じてください。事實上  
結婚もおくれてくるであろうし、出生もおくらせ  
なければ損だということになるだろうし、そういう  
う自動的な連動が起きてくることは間違いない。  
また同時に、そのことによって多くの四十歳ぐら  
いになった人が再婚すると言つたって、うまいこと

ない 空其間にもなれないとしますと、それで、お答えをいたいと思います。その点についてお答えをいただいて、あと若干問題が残っておりますけれども、時間の関係で、以上二つのお答えをいただいて終わりたいと思います。

○佐々木説明員 前段の軍歴通算の問題でござります。この点につきましては、先生すでに御案内のように、厚生年金は社会連帯に基づくところの社会保障制度でございまして、掛金を納めていただいた期間について給付をするというのが大原則でございます。したがいまして、過去の軍歴のある方だけにつきましてこの制度の上で処遇をするということは、ただいま申しましたような制度の趣旨にそぐわないというようなことにおきまして、制度の上で取り入れることは大変むずかしいということでございます。

それから後段の問題でございますが、昭和三十六年に国民年金が発足いたしまして以後、国民皆年金の体制が整ったわけでございます。したがいまして、昭和三十六年四月一日以降におきましては、どなたも制度に加入して保険料を納めていた

○佐々木説明員 厚生年金の今回の改正におきましては、遺族年金の改善をどうするかということにつきましては、関係の社会保険審議会、これは労働省側、使用者側の代表もお入りになつておられますが、そこでもいろいろ御議論いたいたわけですが、ござりますが、遺族年金の改善はやはり緊急にやらなければならぬことである。その際には、子供さんがおられる遺族あるいは高齢で働けないと、いうような遺族の方には手厚い待遇をすべきであるということで、これについては従来の寡婦加算を二倍ないし二・五倍という大幅な引き上げをいたしましたわけでございますが、それに見合つて申しますか、その反面におきまして、若くて子供さんのおられない遺族の方は御自分で働いておられる方も多いわけでございますし、そういう方々に生涯にわたつて年金を支給するというこの問題点もかねがね指摘されていたわけでございま

なつてしまつてなかなかちよつとやそつとそ�行くわけにはいきないでしよう。いろいろな社会問題もあるわけでありますから、これは反省を求めて速やかに撤回されることを心から期待して、時間がありませんので、次の問題に入ります。次は二つだけ申します。

厚生年金の場合に軍歴加算、軍隊に行つていた期間の加算、まあ軍人恩給のついた人はいいのですが、厚生年金、奉公袋というふうに言われておりますけれども、なぜこの軍歴加算はないのか。これは厚生省関係でお答えをいただきたいと思うのです。

それからもう一つは、昭和三十六年四月一日、これは国民皆年金制度が出発したときでありますが、それ以前の共済期間の厚生年金あるいは国民年金の通算。いずれにしても、昭和三十六年四月一日で国民皆年金制度が生まれたわけですが、それ以前の共済期間、勤務していた期間は通算され

○沢田委員 とにかく三十六年四月一日以前だつて共済期間のときは掛金を納めていた。それからもう一つの問題の軍歴も、公務員の共済その他は軍歴加算をしているのです。だから、厚生年金制度は國家のために行つたということになつていいわけだから、この点国がめんどうが見られないといふことは少し頭がかた過ぎるし、少し解釈も甘いというか、解釈もとにかく十分になつてない。もう時間の関係で省略しますが、大蔵大臣、よく厚生省頭を洗い直すように十分注意してもらつて、私の質問を終わりたいと思います。

お答えをいただいて終わりたいと思います。  
○佐々木説明員 前段の軍歴通算の問題でござります。この点につきましては、先生すでに御案内のように、厚生年金は社会連帯に基づくところの社会保障制度でございまして、掛金を納めていたいた期間について給付をするというのが大原則でございます。したがいまして、過去の軍歴のある方だけにつきましてこの制度の上で処遇をするということは、ただいま申しましたような制度の趣旨にそぐわないというようなことにおきまして、制度の上で取り入れることは大変むずかしいというところでございます。

それから後段の問題でございますが、昭和三十六年に国民年金が発足いたしまして以後、国民皆年金の体制が整ったわけでございます。したがいまして、昭和三十六年四月一日以降におきましては、どなたも制度に加入して保険料を納めていただきますと年金が出るという制度になつたわけでございまして、それ以前の期間につきましては、その後の期間だけで年金が出るというようなこともございますので、年金の通算措置の中には入れていません、こういうような割り切りをいたしましたわけでございます。

○沢田委員 とにかく三十六年四月一日以前だつて共済期間のときは掛金を納めていた。それからもう一つの問題の軍歴も、公務員の共済その他は軍歴加算をしているのです。だから、厚生年金もござりますので、年金の通算措置の中には入れていません、この点がめんどうが見られないということは少し頭がかかる過ぎるし、少し解釈もとにかく十分になつてない。もう時間の関係で省略しますが、大蔵大臣、よく厚生省頭を洗い直すように十分注意してもらつて、私の質問を終わらしたいと思います。

○坂口委員 大蔵大臣、どうもIMFの会議の方大変御労苦さまでございました。きょうは年金の法案でございますが、きょう大臣の方から帰国報告をしていただきましたので、一言だけお聞きをして年金の問題に入らせていただきたいと思います。

この IMF の持つ役割りというものを「まいまし」として、世界経済が非常に大きく揺れ動いております中で新しい役割りというものを考え直すべきときが来ているのではないか、こういった議論も起こっているやに聞いているわけでございます。そうした中で大臣御出席になりまして、新しい日本の今後の役割りとしてどのようにお考えになつてこられたか、もし御意見がございましたら一言だけお聞きをさせていただきたいと思います。

したのもそれなりの歴史的経過があるわけでござりますが、今回特に感じましたことは、IMFの暫定委員会の中におきまして、先進国と開発途上国、それからいわゆる石油産出国と非産出国、そういう間ににおけるなかなか通貨のリサイクリングの問題とというのが今までになく大きな課題になってきた、こういう印象を大変強くいたしましたわけであります。したがって、今度の大きな一つの問題でございました代替勘定構想というようなことについて、それぞれの国の利害はあるものの、小異を捨てて大同につくべきであるという種の発言をしたわけでござりますけれども、しかし、そ

の問題につきましてもやはり開発途上国と先進国との意見の相違、また先進国の中においてもヨーロッパとアメリカの意見の相違というようなことからいたしまして、結局日本の国会流に言いますと、継続審議というような形になつたわけでござります。そういう継続審議の中でも新しい方向が模索され、理事会等はしそつちゅう間開かれておるわけでござりますので、何らかの合意に達することを心から期待しておるという率直な感じが一つあります。

それからいま一つは、IMFの委員会がありま

した場合に、今度は二国間の、たとえば日本とドイツでござりますとか、そういうロビー外交という表現が適当かどうかは別といたしまして、そういう役割りというのは大変ふえてきた役割りの一つではなからうか。おかげさまで西独との間におきましても中央銀行同士によりますスワップ協定の交渉に入つて、恐らく間もなく妥結するだろうと思われます。そういう問題は、たまたまIMFの委員会等に参りますとお互いが接触する機会が多くて、それが実を結んだというのが現実的な効果ではなかつたか。

あるいはいま一つはサウジアラビアの、これは日本人のいまの総理大臣臨時代理であります倉石という、これは日本人じゃございませんがクライシという人なんでございますけれども、その方とお会いいたしました際に、結局、いわゆるオイルマネーを日本に投資するということに対する意欲が非常に強烈な印象づけとなつて、現実、私どもの方から言いますならばまさにリサイクリングで大変結構なことでございますが、相手さんから見れば余裕資金の運用先として日本を選んだ、こういうことでござりますので、内容について詳しく申し述べることは差し控えなければならないわけでございますけれども、わが国の経常収支の問題等については非常にプラスになる約束事ができた、そういうところにむしろ私は意義があつたような感じがいたしますので、より一層このIMFそのものが機能を強化されることは好ましいことだという漠然とした印象とそういう個別な案件というものの両面に対して私なりの印象を強くして帰ってきたところでございます。

すが、とりわけ公企体の共済組合、なかなか特に国鉄等の共済は財政的に非常に厳しい状態に置かれていることはいまさら申し上げるまでもないわけでございます。このような状態でございますので、これを今後どうしていくかということは非常に大きな問題ではなかろうかと思います。

この国鉄共済は、昭和五十一年度には九十億円の赤字であったわけですが、五十二年度は三百六十億円の赤字、五十三年度は例の負担率を千分の二十アップをいたしまして八十三億円の黒字となつたわけであります。五十四年度ではそれが四十五億円の黒字見通しという事になつております。このように、一遍アップをいたしましたけれども、また黒字幅がだんだん減つてきているということでおざいます。非常に破産寸前の状態にあるわけでございますが、大きな目で見て、国鉄の共済が今日を迎えるということは、これは初めから予測し得たことなのか、それともこれは予測し得なかつたことなのか、この辺はどのようにお考えになつておりますか、まず一つお聞きをしたいと思います。

ゆがみから大量の年金受給者が出ていくという形になつてゐるわけでございます。そのほかに一般論いたしまして、国鉄輸送といふものがモータリゼーションの中で押されまして、だんだん職員数を縮減をして合理化をしていかなければならぬ、鉄道の特性を發揮できるところに特化していかなければならぬというような問題もございまして、職員数が縮減している。そのほか、国鉄の場合には女子職員が少なくて、年金の受給資格を得る方が非常に多い、その他もちろんの原因があるわけでござりますけれども、こういう制度的な要因に加えまして、昨今毎年のようく年金改定による給付額というものを改定しないかなければならぬ。この場合に、これは非常に大事なことでござりますけれども、それは国鉄の負担として非常にはね返つてくる、それからまた、新法の部分につきましては組合員の負担としてはね返つてくるというようなことでございまして、そういう意味である程度宿命的なものではないかというような、国鉄のそういう特殊要因というものを考えますとこういう形にならざるを得ないというぐあいに考えております。

○坂口委員 答えていただくのは非常にむずかしいということは承知をして実はお聞きをしておるわけでありまして、予測し得たと言えば、何をほやつとしておつたかということになるわけでありますし、予測し得なかつたと言えば、それはまたそれで問題があるわけであります。いまお答えになりましたが、運命的なものであつたと言われになりましたが、その前に幾つか内容を言われまして、たとえば戦後賃鉄あたりから引き揚げられた方を吸収したというような問題があつた、こういうお話をなすつたわけであります、その人たちの年齢その他はわかっているわけでありますし、年齢構成がそれによつてどうなつたかということは明快なわけでありますから、それは予測し得たことになります。しかし、戦後モータリゼーションその他の変化によつて国鉄というものに対する評価が変わり、そして若い人たちをさらに多く雇い

入れることができなくなつたということはあるいは予測しがたいことであつたかもしません。しかししながら、総体的に見ますと、これはしかしながら予測され得たことも含まれているわけでございまして、その面で年金という恩の長い制度を運営するに当たつての当局としての責任というのもまた私は重大であったと思う一人であります。

ので、そういう点で、これから発足いたします共済年金の研究会におきましても、国鉄共済の方というものを各共済年金との関連の中でどう考えていいたらいかと、いうこともあわせて、もう少し大所高所の広い次元の中でもお考えいただこうことで、その辺の御結論をいただきまして方向を早急に決めたいというぐあいに考えておる

業、それぞれございますが、そうしたところの部門、部門で年金を運営していくということは、その性格上非常に無理な問題だと私は思うわけあります。

学識経験者十名程度より成る研究会においていろいろ御議論をいただいて、そして政府部内においてもやはり議論をして、これが解決に向かって精力的な検討を続けてまいらなければならぬ、その中に御指摘のような構想というものは一つの重大なポイントとして検討課題になるべきものであるというふうに認識をいたしております。

○坂口委員 もう一つだけお聞きしておきたいと思いますが、これは通過するかどうかわかりませんけれども、国鉄再建促進特別措置法案がございましてね、この中で年金部門の関係はどのように位づけられていますか。

にかく総合的にこれは統合をしていくべきだという考え方を持っておりますが、そこまで一足飛びにはなかなかいきませんので、当面の問題として、共済年金の統合ということを早急に考えなければ、国鉄は国鉄の中だけでその共済をどうするか、こうしたことなどをどうやっても、あります。決して歴史はないわけでありま

置づけられておりて、うかうかでござりますが、一言だけ。

はどしきことをわねとお居なしゃいぢて  
出てきこないと私は考える一人でござります。  
これはぜひその方向に向かって早急に歩み出すべきだと思ひますが、大臣のお考え方をひとつお聞きをしておきたいと思います。

せば延ばすほどそれがまだできなくなつてくる、よりむずかしくなるということも事実であります。その歴史を延長させる、積み重ねるわけでありますから、先へ行けば行くほどむずかしくな

法案として盛り込んでおるわけでございますが、この再建計画の基礎になりました昨年の十二月の閣議了解におきましては、年金問題につきましては当面関係省庁等ともよく検討いたしまして結論を得るという形で決めております。それが、なま

議論等におかれましても当面する諸問題について御検討をいただい、その検討項目整理メモでござりますかの中で、今後さらに検討を重ねるべきものとして財政調整と保険者の統合の問題が掲げられておるというのは事実でございます。

る。これは早くやればやるほど楽なわけであります。もちろん、検討はいろいろと加えなければなりませんが、そういうたいまでの歴史上の違いがあるから、そのことをいつまで議論をしておりましても、先に行つてもとれることではございません。

いまお話し申し上げました大蔵省での研究会でもついていただくということに連動するものだと考へておる次第でござります。

しかし、これは委員も百も御承知のように、これができましたところの歴史的沿革とでも申しますが、そういうものが異なっておりまして、仕組みにも若干の相違もござりますし、この問題を一挙に解決するということは、確かにいろいろ

せん。だんだんとその歴史は深まるばかりでござります。したがつて、この共済の統合問題といふのは早急に着手しなければ、先へ行けば行くほどむずかしくなることは当然のことだと思うわけであります。

これは決して国鉄だけの問題ではないと思う。一  
いへども、国鉄といふ狭い一つの枠の中で年金を  
なんでも。国鉄といふ狭い一つの枠の中で年金を  
いうものを維持しようとすること自体に問題が生  
るわけでありまして、したがつて、その経営上の問  
題、あるいは国鉄の置かれている立場によりま  
で

な問題があつて直ちにということは困難なことであります。どういうふうに私も考えております。  
先ほど来国鉄の部長からもお答えがあつておりますように、私は国鉄自身の共済がけしからぬとかいう考え方には持つておりません。これこそまた

また財政上からいきましても、まだ破産寸前になるというところが少ない間はどうしゅうございませんけれども、そんなところがあちこちにたくさん出てまいりましてから一緒にしようということになりますと、そういう破産寸前のところと一緒に

て、ときには多くの職員を採用し、ときにはそれを  
がほとんど採用できないということが起これば、  
その年齢構成からいたしまして、当然、年金を支  
ける人がその大きな波を受けることは火を見るよ  
りも明らかなわけであります。したがつて、そ  
した職場、職場で、たとえば国鉄のほかに三百

歴史的沿革の中での、戦後満鉄等からお引き揚げになった方々の雇用の場として、私はそれなりの果たされた役割りもあろうかと思います。したがつて、やはり共済年金制度全体の問題にして、まず基本的に共通した土壤の中で検討していくだけの課題もあります。そういう問題について、まさに

になるのはいやだということでよけいむずかしくなるわけでありまして、いまは幸か不幸か国鐵さんがいいで、ほかはそれほどございませんので、いまのうちにやればまだできますけれども、先へ行つたらもう一つむずかしくなるだろうと周うのです。ですから、これは小異を捨てて大同に

つくという言葉がございますが、これは勇断をしなければならないときではないかというふうに思います。竹下大蔵大臣は勇断をもって事に当たる大臣だというふうに思つておりますので、ぜひわれはひとつ竹下大蔵大臣の任期中に決着をつけるという気構でお取り組みをいただきたいと思います。後でお返事を承りたいと思います。

それから、もう一つ年金の問題で大きな問題がございますが、それは、年金というのは家族単位がいいのか個人単位がいいのかという問題がございます。これは基本的に非常にむずかしい問題でございますが、率直な御意見で結構でございますけれども、大臣、もしもお考えがございましたらお聞かせをいただきたいと思いますが、お考えがなければ事務当局からでも結構でございます。これはそちらへ連絡してございませんので、ひとつ即答で結構でございます。

○西堀政府委員 ただいまの御質問でございますが、わが国の公的年金制度の中で世帯単位のものと個人単位のものと両方ございます。厚生年金額も算定額も共済年金がそうでございますが、いわゆる被用老人年金制度につきましては、被用者の在職中の給付額を基礎に保険料の徴収を行う、また年金額も算定額もする、こういう仕組みをとっていることからも、被用者年金制度の場合には今後も世帯年金たる形で付水準を設定していくのが自然であるし、妥当ではないかというふうに考えております。それから、他方、国民年金制度、この制度のもとでは、自営業者等を中心とした年金制度でございますが、個々の加入者の均一的保険料というたてまつになつておりまして、こういったたてまつから見られますように個人年金とせざるを得ない状況でございます。しかし、いずれの制度に属するにしましても、世帯の構成類型に応じまして世帯ととなって受ける年金額につきましてはバランスがとれている必要があるということは十分考えながら策を進めていかなくちゃならないのではないか、こんな考え方でございます。

しますと、妻の年金権の問題がいつも非常に大きな問題になるからでございます。今回も遺族年金の引き上げ等がございまして、これは非常に結構なことでござりますけれども、こうした問題が起りますのも現在の年金というものが個人単位ではなくて家族単位として考えられているところに一つの原因があると思うわけであります。いままでは主人が働き、奥さんは家庭を守るという形になつておりましたために、しかもまたその形態が生涯続くということが非常に多かつたために、家族単位の年金というものが生まれて、そして被扶養者とそれから扶養者との分け隔てというものができたのだろうというふうに思いますが、しかし時代は変わって、奥さん方が非常にたくさん離場に出られるようになつた、あるいはまた離婚も不幸にして非常にふえつつある、あるいはまた一時おやめになつてもまたお勤めになる時期がある、こういったことで、非常に今までと違いまして家庭の形態というものが多様化してまいりましたので、今までの家族単位の年金制度というもののが現状から見ますと非常に合いにくくなつてきている。したがって、個人単位の年金にこれが改められるならば、そういった問題は解消されるわけでございます。最近の書物を読んでおりますと、アメリカあたりでもそのことを気づき始めています。日本におきましても、そうした婦人の職場に対する進出というものが今後さらに進むであります。これはやはり個人単位で考え方で、そういう物の考え方の上に立つておるようと思われますし、いわゆる扶養されているという立場ではなくて夫婦がパートナーとしての立場にある、こういう形になつてきておるわけがありますから、それにふさわしい年金制度というものをつくつていかなければならぬだろう。したがって、年金の統合化とあわせてそうした新しい動きに対する配慮というものがなされ得かかるべきではないかという意見を私は持つておりますので、意見としてお聞きいただいて結構でござい

○西垣政府委員 御指摘のよう、婦人の社会的進出に伴つていまの御指摘のような問題が起きているわけでございます。ただ、どちらに割り切つてしまふのかというのはなかなかむずかしい問題でござりますが、先ほど御指摘がありましたように、これから人口の高齢化に伴いましてますます年金財政は苦しくなつてくるということで給付の節約も図つていかなくちやならない、そういうたことを考えますと、先ほど私一番最後にちょっと家族類型ごとの給付の額のバランスということを申し上げましたのはその意味でございまして、妻が個人としても年金をもらい、遺族としても年金をもらう、そのいすれにも国庫負担が入つて、相当多額になる、これはもううか然らと言えば結構なことでござりますけれども、年金財政が全体として苦しくなつてゐるときにそういったことでいいのかどうかという問題がござります。そういう問題としては、われわれとしてもよく考えていかなくちやいけない。個人年金であるか世帯年金であるかという問題について、これは長期的に考えなくちやならない問題でござりますが、差し迫つた問題として年金の調整という問題を真剣に考えなくちやならない、かように考えておりまします。

その基本的な物の考え方か整理をされませんとなかなか進んでいかないというふうに考えておりまつので、一言申し上げたわけでございます。  
さて、時間があと五、六分になってしまいましてが、もう一つ今後の検討課題としてお考えをいただきたい問題がございます。それは、共済年金の中にも途中退職者と申しますか、どこまでがしまいでどこが途中からよつとわかりにくうございまますけれども、長く勤めずにいわゆる二十年未満でおやめになつた方、とりわけ五年とか十年でおやめになるような場合に、いわゆる退職手当金としていままで掛け金をした分をそのまま置いておかずにもらつた方があるわけですね。三十六年以降は皆保険制度になりまして年金と年金が全部統合になりました。そして続いている人はいいくようになりました。そして続いている人はいいわけなんですが、勤めおりまして途中で退職をしてやめるときに退職金のようなつもりで退職手当金というものを選択をした人がおります。いまだほど年金の問題がやかましく言われるようになつておりますとそんなことはなかつたであろうと思ひますが、以前には年金なるものの持つ意味が十分に理解ができなくて、あなたどうしますか、もらいますか、それじゃもうもらっておきましょうというようなことで、非常に安易にもらわれた方もあるわけです。その方がほかの年金と続けてました場合に、続けてなおかつ若干足りないといふ人があるわけですね。当然、それは国民年金にありますのは六十五歳から、しかも非常に額は少ない、こうなつてくるわけでありますししますから、死んだ子供の年を数えるようだけれども、一国民年金には特別納付金制度がございまして、前邊もあつたけれども、その以前に勤めた公務員なら公務員のときであつたその時期が生きてこないであろうか、こういう議論があるわけです。現在にさかのばつて、そしてある時期掛けたといふことにすれば年金がもらえるという制度にいまつくつてきているわけなんですね。共済年金だと厚生

年金にはいまないわけでありまして、かなりな人  
があるはずです。厚生年金につきまして、先日お  
聞きしましたところ、途中で退職一時金の形でも  
らつた人が六百万人あるそうでございます。この  
共済年金が全体で公企体を含めてどれだけある  
か、よくわかりませんけれども、かなりな人数に  
なるだろうと思います。しかし、その中で私はい  
るいろいろな人がおると思いますから、いろいろの私  
の条件はついてもやむを得ないと思っています。  
昭和何年からした人とか、何年掛金をした人と  
か、いろいろ条件はついても、これはやむを得な  
いと思いますけれども、しかし、そうした人の中  
でそれを一時金としてもらつたその金を現在のお  
金に換算をして、しかもそれがそのまま年金とし  
て預けてあった場合に、それが選用されたであろ  
うとこころも勘案して、そしてそれを出してもいい  
からそれが生きないだろうか、こういうことをお  
っしゃる方がかなりあるわけでございまして、ひ  
とつ今後の検討課題としてお考えをいただきた  
い。これは年金の根幹にかかる問題でございま  
すので、非常にむずかしい問題であることは私も  
承知をして申し上げておるわけでございますが、  
もしそれができるならば、かなりの途中の退職者  
の人たちがそれによつて非常に恵まれることだけ  
は事実でございます。ですから、その一時退職手  
当金のその額だけでと決して言つてないわけで、  
それは現在までに勘案していくわけでありますか  
ら、そのやめた人の分は一時金として、その人が  
掛けた分だけについては返つておりますが、しか  
しそれに見合へべき分が、国とか地方自治体ど  
こか、あるいはその他国鉄とかといふところから出  
ていることも事実であります、その分はそのま  
まその年金の中に残つてきたわけですね。半分は  
返されできましたけれども、本人が掛金をした分  
は返されできましたけれども、国や国鉄が出した  
すけれども、理屈の上から言えばある程度あるわ

う全くないところを掛金をしてつないでもらおう  
といふ案でありますから、そのことを思えば若干  
はまだ関係は残っているといえば残っていると思  
うとされるわけでございまして、非常にむずかし  
い問題でございますけれども、そういう御希望が  
多いということもひとつお考えをいただいて、今  
後の共済の統合問題等の中で、その辺のところが  
勘案できないだろうか、ひとつ御検討をお願いを  
したい。お願いでございますが、お答えを聞いて  
終わりにさせていただきます。

○西垣政府委員　いま御指摘のような問題がござ  
いまして、退職一時金という制度が、もう国民皆  
年金の制度で通算年金が充実されているこういう  
時期ではいまや時代おくれだというようなことか  
ら、今後につきましては、昨年末の改正で退職一  
時金の制度をなくしましてつなぐようにしてあり  
ます。ただ、つないでもつながれない特殊な人々  
には一時金と同じようなものを残しております  
けれども、将来にわたってはそういう問題が起き  
ないということにしておきます。

それから過去のものにつきましては、これはな  
かなかむずかしい問題でありますが、私ども努力  
はいたしておきました。国家公務員をやめて退  
職一時金をもらつてまたその後国家公務員になら  
れた方につきましては通算する、最後の年金の算定  
のときに一時金の分を調整いたしまして期間は  
通算するというような工夫はいたしております。  
そのほかのもつとそれを広げたらどうかという問  
題につきましては、私どもだけで検討できる問題で  
ではございませんけれども、今後、年金問題につ  
きましては従来の制度にとらわれないで検討をし  
なければならぬと思いますので、私どもも機会  
を見て検討をさせていただきたいと思います。

○坂口委員　一言だけつけ加えさせていただきます  
が、共済から共済に行く人はまだいいけれども  
も、共済から厚生年金へ、共済から国民年金へ、  
こう行っている人たちがあるわけです。特に国民年  
金あたりが問題になつてゐるわけでありまし

○竹下國務大臣 先ほど来の叱咤御懇意の発言をも含めてのお答えになろうかと思います。

歴史というものは自然、すなわち台風でありますとか、あるいは地震でありますとか、そういうものが大きく変革をしていくという性格がある一方、歴史はやはり人によってつくられ、人によつて変えられていくという問題でございますだけに、私は貴重な意見を聞きながらそういうものに対応していくというのが、これは大蔵大臣竹下登ではなくして、お互ひ同じ立場にある政治家として絶えず心構えておくべきことであろうという認識をいたしております。

それから、ただいまの御指摘につきましては、私は委員はどうの勉強をしておりませんが、貴重な御意見として私も勉強させていただきます。

○総貢委員長代理 渡辺貢君。

○渡辺(貢)委員 年金制度の問題について何点か質問をさせていただきたいと思います。

いうことになると、林井洋次郎の問題に直面せざるを得ないと想います。  
そういう点で、私は、この年金制度を維持し、  
発展させていく上で、これから展望の上に立つ  
た場合に、少なくとも三つの条件が必要であると  
いうふうに考えております。その第一は、つまり  
物価の安定であります。今回の改正でも三・五%  
の引き上げがござりますけれども、そういう点で  
は国民生活の全体としての安定が第一には必要で  
ある。第二番目には、少なくとも経済の安定的な  
成長です。当然、若年労働者の雇用も拡大されな  
ければなりません。そうしませんと、つまり原資  
になる組合員が減少する、こういう結果にもなる  
うかと思うのです。そういう意味で、安定的な經  
済成長が第二には必要である。第三には、高齢化  
社会を迎えていくわけがありますけれども、とり  
わけ中高年齢層の再雇用の問題、これも欠かすこと  
とはできない要件であろうかというふうに考えて  
おります。  
そういう点で、この三つの条件をやはり充足さ  
せていくという点では、いわゆる年金の前提にか  
かわる問題として大変大事だというふうに考えて  
おりますので、ひとつ大臣からの御答弁をいただ  
きたいと思います。

○竹下国務大臣　年金というものの存在する意  
義、そしてまた、それがより健全なものとして運  
営されていくという前提として、三つおっしゃい  
ました。物価の安定あるいは暮らしの安定とでも  
表現いたしましようか、それから経済の安定的成  
長、そして三番目は中高年齢層に対する再雇用の  
問題、その御指摘がございましたが、なかなかく  
前の二つの問題につきましては、これはすべての  
政策運営のかなめとして意識しておくべきもので  
あるというふうな認識をいたしております。そし  
て、三番目の再雇用の問題は、これはまさに年金  
制度そのものの中の一つの重要なポイントとして  
存在しておる課題であると、基本認識において変  
わりはございません。

○渡辺(貢)委員　これは厚生省の昭和五十四年度

いうことになると、相当深刻な問題に直面せざるを得ないと思います。

で、ぜひひとつ検討していただきたい、その辺について、これはむずかしい問題でございますが、大臣に一言お聞きをして終わりにしたいと思います。

○竹下國務大臣 先ほど来の叱咤御鞭撻の発言をも含めてのお答えにならうかと思います。

歴史というものは自然、すなわち古風でありますとか、あるいは地盤でありますとか、そういう

ものが大きく変革をしていくという性格がある一方、歴史はやはり人によってつくられ、人によつ

て変えられていくという問題でございますだけ  
て、私は貴重な意見を聞きながらそういうものにて

私は貴重な意見を聞かなければならぬ。それが、大蔵大臣竹下登がはるかに、お互いに立場のある政治家として、対応していくというのが、これは大蔵大臣竹下登

ではなくして、お互い同じ立場にある政治家として絶えず心構えておくべきことであろうという認識。

講をいたしております。

私は委員などの勉強をしておりませんか。貴重な御意見として私も勉強させていただきます。

○綿貫委員長代理 渡辺貢君

質問をさせていただきたいと思います。

着をしてきてはいる、成熟度が高まつてきている、こういう点では共通をしていると思います。そういう

いう意味でこの問題を考えていく場合に、つまり成熟度が高くなるということとある意味では高齢

化社会を迎えていく、ほは比例して進んでいくのではないかというふうに考えられるわけであります

す。そういう点から見ますと、改めて今日の段階で年金の基本的な問題について考えなければならぬ

ないというふうに思うわけです。二十年前の改正の時期では日法、恩給の場合に四十五歳、日共法

の時期よりは、馬緑の時代には一三歳の場合には五十歳でありました年齢が五十五歳にして二十九歳であるという問題では、必ず抵抗がなかつた。

引き上げられるといふ問題ではござりませんが、お詫びを申しあげたと、いうふうに聞いております。しかし、今日の会合では、年三十一年三月二十九日、うちご祭でま

の段階では、昨年六十歳に迫り上り切れた限界ばかりの問題がございましたし、改めてこれから三二年、二三の改善點をもつて、いかに

の制度をどうにかするに改善充実をしていくが、

の国民生活の実態調査でありますけれども、ことしの三月二十五日に厚生省がまとめて発表してい るわけであります。この実態調査によりますと、特に年金の問題に關係して触れられておりますが、高齢者世帯、男子が六十五歳以上、女子が六十歳以上の平均所得は百六十八万六千円である。全世帯の平均所得は三百五十八万五千円なんですが、いま申し上げましたように、高齢者世帯の場合は平均所得は百六十八万六千円です。この高齢者世帯の中で年金、恩給を受けている割合は八七・五%。これは前年に比べて約三%余りふえたとい うわけですが、こういうふうに高齢者世帯の中で大変高い比率、九〇%近くに達しているわ けです。その所得全体に占める年金、恩給の比率も 大体三六%というふうな数値が出ております。つまり、今日の高齢者世帯のこうした年金給付に依存する度合いが一段と高まつてきているとい うふうに考えられるわけです。そういう点で、改めて年金問題がこれから国民生活にとって不可欠の問題であるという点を私は強調いたしたいと思ひます。この点に關係いたしまして、かつて大蔵省で其済年金受給者の実態調査をされたというふうに聞いておりますが、これは昭和五十二年十二月一日現在で、五十三年三月末に集約をするとい うことでそういう調査がやられているようであります。この点に關係いたしまして、かつて大蔵省 ○西垣政府委員 五十三年三月に年金受給者の実態を知るために退職年金受給者、これは減額退職年金者を含んでおりますが、対象にいたしまして、年齢、年金額、就業状況等につきましてアンケート調査を行っております。

職年金者の約五割、それから減額退職年金者の約八割強の人が何らかの仕事についておりまして、仕事の内容といたしましては、四割から七割が使用者、つまりお勤めに出ていているという形でござります。

その就業状況につきましてこれを年齢別に見てみますと、就業者が最も多いのは、退職年金者では六十歳代、約五割強。それから減額年金者では五十歳代で、約七割強という状況でございます。

私どもいたしましては、こういった調査を踏まえまして、今後の共済年金のあり方等の審議に当たりまして役立てていきたいとというふうに考えております。

そこで、当面する幾つかの問題について御質問をいたしたいと思うのですけれども、これは共済懇の答申や、あるいは昨年の附帯決議の中でも明らかにされているわけありますけれども、年齢が六十歳に引き上げられた。しかし、十五年間の経過措置をとるわけでありますから、私はこういうふうに思うのです。十五年間の経過措置をとるからいいことではなくて、現実に答申等の中でも触れられておりますように、重労働あるいは危険な業種に従事をしている労働者の場合、六十年以前に退職するという事態だとえば国鉄の場合には五十五歳までにはば八〇%が退職をしたというふうに聞いていますけれども、そういう重労働や危険職種の中身等について、少なくとも減額措置を緩和すべきではないか、こういうふうに考えております。国鉄などの現場については共通した見方もあるうかと思うのですが、たとえば国家公務員の場合について二、三触れてみたいと思うのです。

は海上保安庁などかなり危険な業種だろうというふうに考えます。また気象庁ですね。先日も気象庁における非常に大変な鑑測体制の中で死亡事故なども起きています。あるいは大蔵省を考えても、税關など二十四時間交代勤務でかなり過度な労働が強いられている。あるいは法務省の麻薬取締官、また農林水産省の北洋監視船の乗組船員などが考えられると思います。また、厚生省など看護婦さんの場合には、ほぼ五十歳ないし五十五歳がぎりぎりの限界ではないかというふうに言われております。さらに、危険な業種として放射性物質の取り扱い、これは非常にふえているというふうに聞いておりますし、公的病院などは病原体の検査に従事する職員などが挙げられるというふうに思うのです。こういう点について先ほども同僚議員から御質問がございましたけれども、少なくとも年齢については、昨年六十歳に引き上げられ、七月一日からの実施という内容についてどういう角度から現在検討されているか、この点について御説明いただきたいと思います。

○渡辺(貢)委員 本来ならば、年齢の引き上げとともに同時にそういう点が十分に配慮されてなければならぬといふふうに考へるわけなのですが、せひ早急に御検討をし、具体化をしていただきたいとふうに考えます。

なお、この問題との関連でいわゆる懲戒処分者に対する給付制限の再検討という問題、先ほども御質問がございましたけれども、とりわけ労働組合運動に従事をしている職員の場合、一般の破廉恥犯・刑法犯との性格の違いもございます。そういう意味で、これは特に労使の関係をあらうかと思うのですが、大蔵省当局だけで検討されるのはなくして、とりわけこうした問題等については、十分労働組合の意見などが反映できるように措置をとつて改善策を進めていただきたいといふふうに考えております。この点について一言。

○西堀政府委員 先ほどともお答えいたしましたように、共済年金の制度は公務員制度の一環でござりますが、しかし、そうは言つても給付制限の現在の規定はきつ過ぎるという指摘、私どももそういった面が確かにあるのではないかというふうに思つておりますし、現在事務的に検討中でござります。

それで労働組合の意見等もということでおざいますが、これは国家公務員共済組合審議会にいづれかけなくてはならないわけでございますが、その場には組合の代表の委員も出ておられますので、十分組合の方の御意見も反映していただけれる、かように考えております。

なお、私どもといたしましては、労働運動の關係だけではなくて、さっきも申し上げましたように、全体について公務員制度の一環としてどこまでやならぬぢやならないのか、それにしてまきつ過ぎるもののがどの程度あるのかというもう少し一般的な検討をしたいと思っておりまして、これは改めてござりますので、大蔵省がなすこと

はなくていすれ閣議にもかかる、こういう手続を経て決められる問題でございます。

○渡辺(貢)委員 その点はひとつ十分迅速な措置を要望いたしたいと思います。

昨年の一部改正があつた後で、私も国鉄の職場などいろいろ意見を聞いてみました。成熟度が高まるにつれておれたちの負担が多くなるのじゃないか、あるいは昭和七十年になつたら一人で一・五というふうな状態になる、その場合に自分たちの年金は一体どうなつてしまふのだろうか、こうした疑問が多く出されているわけであります。そういう点で確かに五つある共済組合、これを一元化するという方向での検討も必要だと思うのですけれども、国鉄の場合に戦後のああいう特殊な事情もありましようし、同時に、一方では定員の削減がかなりのテンポで強行されて、本来国鉄の業務としてやれる部分などが相当下請に切り捨てられてきている。十数万の合理化という計画もあります。つまり、年金財政の主体になる組合員が減つてしまふということも、こういう点では非常に年金の財政を危機的なものにしていく重要な要因になつていいのではないか、こういうふうに考へるわけです。そういう点で、今度大蔵省が中心になって特に共済関係の研究会が持たれたわけであります。こういう研究会では一元的な方向を含めての研究を当然やられると思うのですけれども、その性格あるいは課題等について御説明をいただきたいと思います。

○西垣政府委員 先ほども御説明申し上げたのであります。五つの共済グループがございますけれども、共通の幾つかの問題に当面しているわけでございます。一つは、これから老齢化が進み、成熟度が高まっていくわけです。国家公務員共済の場合について申しあげますと、あと二十年ぐらいしますと成熟度が四〇ぐらいになるわけです。四〇ということは、組合員十人が先輩四人を養わなくてはならないという状態です。それから国鉄の場合には、数年のうちに一〇〇を超してしまって、つまり一人

の組合員が一人の先輩を養わなくてはならないという状態になるわけです。それにどう対処していくか。国鉄の成熟度は一番早いわけですから、あとの組合もいずれ成熟度が高まっていきます。それで、同じように悩まなくてはならないという状態でございますので、それにどう対応していくのか。それから財源問題、給付の切り詰めの問題、もう、あとの組合もいすれ成熟度が高まっていきます。それを研究しなくてはいけない。それから官民格差ということで言われている他の公的年金との調整の問題、これに對しても共済の側からどうアプローチするかといふ問題がございます。

もう一つ、具体的な問題として、国鉄の共済につきましては、同じ共済グループとして、先ほども御指摘がありましたように、統一の問題というような対応の仕方にについてどういう答えを出していくかという問題がございます。

〔綿貫委員長代理退席、高島委員長代理着席〕

こういった問題を研究する必要がある。これはまさに基本問題でございまして、そういう基本問題を研究していくべくと、学識経験者を中心にして研究していくべきであります。

○西垣政府委員 これはかなり重要な課題になります。たとえば国公審などの場合に、六十歳への年齢の引き上げを行う、しかし検討すべき課題というものは、前回の附帯決議の中にも盛られていたわけでありますけれども、そのまま課題が残されて年齢の引き上げだけがやられてしまう、こういう傾向が非常に強かつたわけでもあります。これから公務員の年金問題といふことは、そういう点を十分配慮して、現在の組合員の要望や期待にこたえられるような研究を進めていく必要があります。

○渡辺(貢)委員 抽象的で、それでは十分な説得力がないと思うのですけれども、ひとつ十分な御検討をいただきたいと思います。

これは年金関係ではありませんで、共済制度の問題であります。林野の場合は千分の五十を超えているわけですが、現在、各省庁関係の組合を用いても、四十をかなり超えて五十に近いところもあるらうかと思うのですが、こういう点について、その結論を待つて早急に対策を講じたいといふ点で、これにつきましては、関係省庁におきまして抜本的な共済年金対策について早急に検討を進めさせていただき、その結論を待つて措置をしたい。先ほどから西垣主計局次長が御説明しておられます

○渡辺(貢)委員 林野の場合は千分の五十を超えているわけですが、現在、各省庁関係の組合を用いても、四十をかなり超えて五十に近いところもあるらうかと思うのですが、こういう点について、その結論を待つて早急に対策を講じたいといふ点で、これにつきましては、関係省庁におきまして抜本的な共済年金対策について早急に検討を進めさせていただき、その結論を待つて措置をしたい。先ほどから西垣主計局次長が御説明しておられます

○渡辺(貢)委員 これはかなり重要な課題になります。たとえば国公審などの場合に、六十歳への年齢の引き上げを行う、しかし検討すべき課題といふことは、前回の附帯決議の中にも盛られていたわけでありますけれども、そのまま課題が残されて年齢の引き上げだけがやられてしまう、こういう傾向が非常に強かつたわけでもあります。これから公務員の年金問題といふことは、そういう点を十分配慮して、現在の組合員の要望や期待にこたえられるような研究を進めていく必要があります。

○渡辺(貢)委員 抽象的で、それでは十分な説得力がないと思うのですけれども、ひとつ十分な御検討をいただきたいと思います。

これは年金関係ではありませんで、共済制度の問題であります。林野の場合は千分の五十を超えているわけですが、現在、各省庁関係の組合を用いても、四十をかなり超えて五十に近いところもあるらうかと思うのですが、この中で百万円未満の貯蓄世帯といふのが二九・四%、一方、貯蓄のない世帯が一四・五%もあります。こういう点から見ると、確

な意見が相当強く出ているわけです。これは労働意欲を減殺するといいましょうか、そういう面に心配しているわけですから、この点について一言御見解をいただきたいと思ひます。

○石月政府委員 この問題につきましては、昨年、国鉄再建、今後六十年までの国鉄をどう持つていくかということにつきまして閣議了解をいたしました。当面、国鉄の年金問題といふのは国鉄だけではなくか解決できない制度問題、共済制度全般といふような問題を含んでおりますので、これにつきましては、関係省庁におきまして抜本的な共済年金対策について早急に検討を進めさせていただき、その結論を待つて措置をしたい。先ほどから西垣主計局次長が御説明しておられます

○西垣政府委員 林野の場合は千分の五十を超える部分に対応する不足金の一部につきましては、林野の場合非常に多い、また組合員の平均年齢が高い、そのわりに平均俸給が高くなっている現状でございますから、ほかの組合におきます被保険者の保険料率と非常に均衡を失するというような問題もございますので、掛金率千分の五十を超える部分に対応する不足金の一部につきましては、林野の場合は非常に多い、また組合員の平均年齢が高い、そのわりに平均俸給が高くなっている現状でございますから、ほかの組合におきます被保険者の保険料率と非常に均衡を失するというよ

うな問題もございますので、掛金率千分の五十を超える部分に対応する不足金の一部につきましては、林野の場合は非常に多い、また組合員の平均年齢が高い、そのわりに平均俸給が高くなっている現状でございますから、ほかの組合におきます被保険者の保険料率と非常に均衡を失するというよ

なベストテン、各界の高額所得者がありますけれども、決して国民生活は楽ではない。しかも高齢化社会を迎えていく中で年金所得に依存する率が一層高まってきてている。こういう趨勢を見た場合に、改めて今日の段階で年金制度全体について、単に官民格差を下限に合わせるということではなくて、長い間働いて苦労してきた国民の皆さんへの期待にどうやってこたえるかという立場での年金制度の確立、これが必要であろうと思うわけです。そういう点で、膨大な軍事費、アメリカの要求等もありますけれども、たびたび大蔵大臣が申されていらっしゃるように、当然そういうものは国民との合意、コンセンサスが必要である、いま必要なのは国民生活の安定であるというお話をござりますけれども、そういう立場から最後に大蔵大臣の御所見を伺って、質問を終えたいと思います。

○竹下国務大臣　この防衛費という問題について、あらかじめ一つの対G.N.P比の比率を決めてそれを先取りしていくというような考え方はとるべきでないというふうに私はかねて申し上げております。教育であれ福祉であれ、あるいは公共事業であれ、それらの諸般の政策選択の順位の中で調和のとれた予算というものが、やはり財政当局を預かる者として絶えず怠慢に置かなければならぬ課題であるというふうに考えております。

○渡辺(貢)委員　以上で終わります。

○総責委員長代理　玉置一弥君。

○玉置委員　四番目になりますと、いろいろ聞きますが、私が先にわかつてしまつたような状態でございまして、時間が若干ずれておりますので、手短に要点だけを質問して終わりたいと思います。

やはり今回もでございますけれども、從来から非常に問題になつておりますのは、現在の共済制度そのものの位置づけというものが非常にむずかしい。それと、民間で行われております厚生年金との格差、そして共済年金の中でも制度上同じ

ありがとうございます。

格差が見られているというふう

考えになっていくのかということについてお伺いをしたいと思います。

ざいまして、それは格差ではないというふうに考  
えております。

化社会を迎えていく中で年金所得に依存する率が一層高まつてきている。こういう趨勢を見た場合に、改めて今日の段階で年金制度全体について、単に官民格差を下限に合わせるということではなくて、長い間働いて苦労されてきた国民の皆さんへの期待にどうやってこたえるかという立場での年金制度の確立、これが必要であると思うわけであります。そういう点で、膨大な軍事費、アメリカの要求等もありますけれども、たびたび大蔵大臣が申されていらっしゃるように、当然そういうものは国民との合意、コンセンサスが必要である、いま必要なのは国民生活の安定であるというお話をござりますけれども、そういう立場から最後に大蔵大臣の御所見を伺つて、質問を終えたいと思ひます。

そこで、まずお伺いをいたしたいのは、厚生年金と共済年金という二つの年金制度の中で、特に厚生年金につきましては基準報酬といいますか、いわゆる年金算出の基準額のとり方につきまして加入期間全体の平均をとっているということに反对して、共済年金につきましては、国家公務員の場合には前年一年をとる、公企体の方についてはやめた時点の額を基準にしているということでござります。こういう例があるということ。それから退職年金でございますけれども、これが共済制度の場合には民間に再就職されても全額を支給される。ところが、厚生年金につきましては再就職でダウンした分だけを補充するという形になつていると聞いております。これに対してもうなのかとおもつてお聞きをいたしました。

○西垣政府委員 いま冒頭に述べられましたように、共済年金の制度というものは、社会保険的な性格とそれから公務員制度の一環ということで職域年金の性格、これをあわせ持つておるわけでござります。さらに、恩給制度を引き継いでおりますので、恩給的要素もあわせ持つておるということでござります。そういうことで、なかなか単純化には比較しにくいという問題がありますほかに、やはり制度の沿革的な問題もございます。その辺のことが非常に誤解されまして官民格差といふようなことが言われているのではないか。しかし、一概に官民格差があるというふうなことも言えないのでないかということを、先ほど、モデル年金で比較をいたしまして五十五年度ベースで試算

次に、再就職の場合に、共済の場合には出るけれども、厚生年金の場合には出ない、あるいは非常に限られているという問題でございます。およそ年金の場合には、一つの年金集団を離脱したときに年金の受給権が生まれる、こういうことでございまして、共済グループから離脱するということとで、民間に再就職されてもそこで受給権が発生する。厚生年金の場合には、Aの会社からBの会社に移ったのでは、厚生年金という年金集団から離脱しない、つまり同じ年金集団の中で勤いでいるものですから、そこでは受給権は発生しない。しかし、それは言つても、再就職をしますとなんだ履用条件が悪くなるという傾向もございますので、一定の年齢を超えた方につきましては、厚生年金という单一の年金集団の中であっても

○竹下国務大臣 この防衛費という問題について、あらかじめ一つの対G.N.P.比の比率を決めてそれを先取りしていくというような考え方はとるべきでないというふうに私はかねて申し上げております。教育であれ福祉であれ、あるいは公共事業であれ、それらの諸般の政策選択の順位の中で調和のとれた予算というものが、やはり財政当局を預かる者として絶えず意頭に置かなければならぬ課題であるというふうに考えております。

いうことあるいは遺族年金でございませう。外はど坂口委員の方からもお話をございましたように、夫婦とともに共済年金の場合には遺族の方が両方から受給できるということがございますし、また夫婦の片方が共済年金、そしてもう一方の方が厚生年金という共働きであった場合には、これも受けられる。ところが、厚生年金で、両方とも加入をされていて片方が遺族となられた。そういう場合にはどちらか一方しか受給できないという状態でございます。挙げていけばまだまだ

をいたしますと、世帯の場合にははなはな零額になつておる、厚生年金の場合に、年金基金を入れますとむしろ逆格差というふうな考え方もできるような状況にあるということを申し上げたわけでござりますが、全体のバランスがとれておりまして、制度の沿革によりましていろいろと違いがござります。さっき言われました俸給のとり方でござりますけれども、共済年金の場合には、おつしやいましたように最終一年間の平均俸給をとつております。厚生年金は全期間の平均標準報酬とな

部給付が発生するというような道が講じられていく、こういうことでござります。それから夫婦の場合の調整でございますが、これは確かにいろいろな問題がございまして、併給調整の問題につきましては、今後われわれとしては年金財政ということから考えましても、これは受け取る側からいきますと改悪になるという問題ではありますけれども、本当の公平を確保する見地から、いまのような併給がいいのかどうかといふ

〔高鳥委員長代理退席、綿貫委員長代理着席〕

いろいろな格差があると思います。年金の取得年数といたしまして厚生年金が二十五年でありながら共済年金が二十年であるという実態もございま

つております。それは、公務員の場合には給与体系が公開されておりまし、かつ、運用につきましても明確な基準が示されておりますので、ある二

問題につきましては、共済だけでなく厚生年金、国民年金も通じまして検討しなくちゃならないというふうに思っております。

すし、その辺も含めて非常に格差があるというふうに聞いておりますが、今まで二十数年間言わされておりながらほんとは正をされてきてないな、そういうふうに感じております。これについて、大蔵省は特に国家公務員共済についての主管部署でござりますし、また、ほかの共済についても一応各省の連絡窓口になつていて、そういうふうに思っておりますので、そういう共済制度全般と厚生年金制度といふものの格差についてどのように認識をされ、また、今後どういうふうにお

定期期の給与を算定基準に採用いたしましても問題が生じないわけでございますが、厚生年金の方は何十万という企業を対象としておりまして多數の給与体系を抱え込んでいる、そういうふうな状況から、厚生年金全体としての公平性を確保するという見地に立ちますと、どうしても全期間の平均標準報酬をとらざるを得ないということになります。ただ、さつき申し上げましたように、モデル年金で比較しますともう差がないというところでございますので、こういう技術的な問題で

○玉置委員 時間を短くするので余り突っ込んだ話は  
くないんですけれども、いまの話の中で、前年一  
年を基準とするというのと、それから通期の平均  
報酬、それでやっているからということをござい  
ましたけれども、通期で、たとえば二十年前から積  
み上げてきてその賃金の平均になるということに  
なりますと、賃金レベルがこの二十年間で見ると  
極端に大きく変わっている、そういうところから  
大変な差が出てくる、そういうふうに思います。  
まだ、いまの再就職の話でございますけれども、

年々公務員共済といいますか共済制度の金額を引き上げるということは、一つは生活保障だ、そういうふうにわれわれ感じているわけです。そういう年々の引き上げというものをやり、またそれが生活保障的な、いわゆる一種の社会保障制度の一環として共済制度が一部を担っている、そういう考え方でありますので、そういう考え方からいたしまして、現在何らかの十分な収入を得られる方がおられれば、当然遠慮してもらう部分があるんではないか、そういうふうに思うわけです。ところが、共済制度については併給があり、片方については減額分だけということでお、確かに減額分といふことはある程度生活保障的な要素が出てるわけですから、そういう考え方というものを公務員共済という方に生かしていくならば、当然そういうことも考えていかなければならぬと思うのです。

それと、ついでですから財源に話をつなげていただきたいと思いますけれども、たとえば国鉄の問題を取り上げたいたしまして、先ほどからいろいろな方が必ず言われておりますのは、国鉄共済は

いざいざ改善をされないか、そういうふうに思うわ

けです。そこで、そういう面で一つ考えていただきたいのは、現在の共済制度、要するに厚生年金との比較

をとらえてこれから対処を考えていかなけれ

ばならない、そういうふうに思うわけです。

官官格差というものもあるのですけれども、ち

ょっと時間がございませんので、いまの財源の話

で国鉄共済についていろいろ先ほどからお話を出

しておきましたけれども、まず国鉄、そして運輸

省、それぞれどのようにこれから対処をしていか

り統合というものがあり得るかということにつき

ましては、学識経験者なり専門家の御意見も十分

に踏まえて検討していかなければならぬ問題だろ

うと思うわけでございます。そういう意味で先ほ

どからも申し上げておりますので、私どもの方

は、国鉄共済年金問題懇談会というような形で学

識経験者の御意見もいただきながらいろいろ勉強

しておりますけれども、また共済年金制度全般を

通じての御検討を大蔵省でもやつていただけると

いうことでございますので、その辺の結論を踏まえて将来策を立てたいというところが実情でござ

ります。

○西垣政府委員 大変むずかしい問題でございま

ますので、ますます極端に現在おられる若年層の

方々の負担がふえてくるということが事実ござい

ますし、また、それだけ共済として受給をされる

方がふえるということになり、現在の財政からい

きますと、近い将来必ずいまの積立金の額が食い

込んでくるという状態になる、そういうふうに考

えるわけです。

たとえば、三十五万人にするために七万四千人

を退職という形で國鉄の外へ出されるということ

でございますけれども、私、考えますには、國鉄

圏といふものがございまして、たとえば日本食堂

でありますとかあるいは弘済会とか、そういう関

係、あるいは車両関係の工場でありますとか、そ  
ういう国鉄圏という圏内、多分大体そういうと  
ころでありますので、そういう考え方からいたしま  
すと、現在何らかの十分な収入を得られる方がお  
られれば、当然遠慮してもらう部分があるんでは  
ないか、そういうふうに思うわけです。ところ  
が、共済制度については併給があり、片方につい  
ては減額分だけということでお、確かに減額分とい  
ふことはある程度生活保障的な要素が出てるわ  
けです。だから、そういう考え方というものを公務員  
共済という方に生かしていくならば、当然そういう  
ことも考えていかなければならぬと思うのです。

それと、ついでですから財源に話をつなげてい  
きたいと思いますけれども、たとえば国鉄の問題  
を取り上げたいたしまして、先ほどからいろいろ  
な方が必ず言われておりますのは、国鉄共済は  
いざいざ改善をされないか、そういうふうに思うわ  
けです。そういう面で一つ考えていただきたいの  
は、現在の共済制度、要するに厚生年金との比較  
をとらえてこれから対処を考えていかなけれ  
ばならない、そういうふうに思うわけです。

官官格差というものもあるのですけれども、ち  
ょっと時間がございませんので、いまの財源の話  
で国鉄共済についていろいろ先ほどからお話を出  
しておきましたけれども、まず国鉄、そして運輸  
省、それぞれどのようにこれから対処をしていか  
り統合というものがあり得るかということにつき  
ましては、学識経験者なり専門家の御意見も十分  
に踏まえて検討していかなければならぬ問題だろ  
うと思うわけでございます。そういう意味で先ほ  
どからも申し上げておりますので、私どもの方  
は、国鉄共済年金問題懇談会というような形で学  
識経験者の御意見もいただきながらいろいろ勉強  
しておりますけれども、また共済年金制度全般を

通じての御検討を大蔵省でもやつていただけると  
いうことでございますので、その辺の結論を踏ま  
えて将来策を立てたいというところが実情でござ  
ります。

○西垣政府委員 大変むずかしい問題でございま

ますので、ますます極端に現在おられる若年層の

方々の負担がふえてくるということが事実ござい

ますし、また、それだけ共済として受給をされる

方がふえるということになり、現在の財政からい

きますと、近い将来必ずいまの積立金の額が食い

込んでくるという状態になる、そういうふうに考

えるわけです。

たとえば、三十五万人にするために七万四千人

を退職という形で國鉄の外へ出されるということ

でございますけれども、私、考えますには、國鉄

圏といふものがございまして、たとえば日本食堂

でありますとかあるいは弘済会とか、そういう関

係、あるいは車両関係の工場でありますとか、そ  
ういう国鉄圏という圏内、多分大体そういうと  
ころでありますので、母集団の数が減っていくというような問題を見  
ました場合に、一企業一保険集団というような形  
で国鉄の共済制度が維持できるかどうかにつきま  
すと、私は厚生年金に今度移られるとい  
うことです。そうなりますと、共済年金で受給を  
され、さらには厚生年金の掛金を今度積まれるわ  
けでございますけれども、そうなった場合に、財  
政の苦しいところから生活保障をし、片方ではま  
た給料をいただく、そういうことになるわけでござ  
いますから、現在の財政が非常に悪化をしている中  
で改善をされないか、そういうふうに思うわ  
けです。そういう面で一つ考えていただきたいの  
は、現在の共済制度、要するに厚生年金との比較  
をとらえてこれから対処を考えていかなけれ  
ばならない、そういうふうに思うわけです。

官官格差というものもあるのですけれども、ち  
ょっと時間がございませんので、いまの財源の話  
で国鉄共済についていろいろ先ほどからお話を出  
しておきましたけれども、まず国鉄、そして運輸  
省、それぞれどのようにこれから対処をしていか  
り統合というものがあり得るかということにつき  
ましては、学識経験者なり専門家の御意見も十分  
に踏まえて検討していかなければならぬ問題だろ  
うと思うわけでございます。そういう意味で先ほ  
どからも申し上げておりますので、私どもの方  
は、国鉄共済年金問題懇談会というような形で学  
識経験者の御意見もいただきながらいろいろ勉強  
しておりますけれども、また共済年金制度全般を

通じての御検討を大蔵省でもやつていただけると  
いうことでございますので、その辺の結論を踏ま  
えて将来策を立てたいというところが実情でござ  
ります。

○玉置委員 先ほどもお話をございましたように、  
終戦のときに、満鉄からの引き揚げ者とかあるい  
は南方からの引き揚げ者を一種の雇用対策として  
吸収をされたというお話を聞いておりますし、

方々に先に聞いていただきましたので、これで終  
時間が大分おくれておりますし、いろいろな

わりたいと思います。どうもありがとうございます。

○綿貫委員長代理 これにて各案に対する質疑は終了いたしました。

○綿貫委員長代理 引き続き昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案及び改定に關する法律等の一部を改正する法律案及び昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案を議題といたします。

兩案に対し、自由民主党を代表して、高鳥修君外二名より、それぞれ修正案が提出されております。

この際、提出者より両修正案の趣旨の説明を求めます。高鳥修君。

昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案

昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案に対する修正案

〔本号末尾に掲載〕

○高鳥委員 ただいま議題となりました両修正案につきまして、提出者を代表して、提案の趣旨及びその内容を御説明申し上げます。

御承知のとおり、これら共済年金関係の二つの法律の施行期日は、西原案とも「昭和五十五年四月一日」と定められておりますが、申し上げるまでもなく、すでにその期日は経過いたしております。

すので、両修正案は、それぞれ、施行期日を「公布の日」に改めるとともに、これに伴いまして所要の規定の整備を行うものであります。

案文は、お手元に配付してございますので、朗読は省略させていただきます。

何とぞ御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○綿貫委員長代理 これにて両修正案の趣旨の説明は終わりました。

○綿貫委員長代理 これにて両修正案の趣旨の説明は終わりました。

○綿貫委員長代理 これより討論に入るのですが、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

まず、昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案について採決いたします。

まず、高鳥修君外二名提出の修正案について採決いたします。

〔賛成者起立〕  
本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

○綿貫委員長代理 起立総員。よって、本修正案は可決いたしました。

○綿貫委員長代理 起立総員。よって、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいま可決いたしました修正部分を除く原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕  
本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

○綿貫委員長代理 起立総員。よって、本修正案は可決いたしました。

次に、昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○綿貫委員長代理 起立総員。よって、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいま可決いたしました修正部分を除く原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○綿貫委員長代理 起立総員。よって、本修正案は可決いたしました。

律及び公共企業体職員等共済組合法の一  
部を改正する法律案に対する附帯決議  
(案)

政府は、共済組合制度の充実を図るために、左記事項を実現するよう、なお一層努力すべきである。

一 共済組合の長期給付に要する費用の国庫負担分については、厚生年金等の負担と異なるべき状況にかんがみ、公的年金制度間の整合性に配意しつつ検討を続けること。

二 遺族年金については、他の年金制度における給付水準との均衡等を考慮し、なるべく速やかに給付水準の引き上げを図るよう検討を行うこと。

三 高齢者の勧統が不適当と考えられる重労働職種や危険職種に長期間従事していた者が退職した場合における減額退職年金の減額率については、将来、必要に応じて一般退職者の減額率より緩和する途を講ずるよう検討すること。

四 懲戒処分者に対する年金の給付制限については、他の公的年金との均衡も考慮して再検討すること。

五 共済組合制度に関する基本的事項について一元的に調査審議する機関の設置について検討を行うこと。

以上であります。

何とぞ御賛同賜りますようお願い申し上げました。

○綿貫委員長代理 これにて趣旨の説明は終わりました。

〔昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議〕

〔昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律案に対する附帯決議〕

〔昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律案に対する附帯決議〕

〔昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律案に対する附帯決議〕

○竹下國務大臣 ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしましても御趣旨に沿って配意してまいりたいと存じます。

○綿貫委員長代理 地崎運輸大臣

事項につきましては、政府といたしまして、御趣旨を体し、十分検討いたしたいと思います。

○地崎國務大臣 ただいま附帯決議のありました事項につきましては、政府といたしまして、御趣旨を体し、十分検討いたしたいと思ひます。

○綿貫委員長代理 地崎運輸大臣

事項につきましては、政府といたしまして、御趣旨を体し、十分検討いたしたいと思ひます。

○綿貫委員長代理 お詫びいたします。

ただいま議決いたしました兩法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○綿貫委員長代理 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○綿貫委員長代理 次回は、明八日木曜日午後三時理事会、午後三時三十分委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたしました。

午後一時四十一分散会

共済組合等からの年金の額の改定に関する法律（昭和四十二年法律第百四号）の一部を次のように改正する。

第一条の十二の二の二を

第一条の十二の二の二の二に次の一を加える。

（昭和五十五年度における特別措置法による退職年金等の額の改定）

第一条の十三 第一条の十二第一項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十五年四月分以後、その額を、その算定の基礎となつている別表第一の十五の仮定俸給（同表第三項若しくは第七項の規定若しくは前条第二項、第四項若しくは第七項の規定又は第一条の十二第九項若しくは前条第九項において準用する第一条第六項の規定により第一条の十二第三項各号若しくは前条第二項各号若しくは第七項に掲げる金額又は從前の年金額をもつて改定年金額とした年金については、第一条の十二第一項の規定により年金額を改定したものとした場合にその改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給）に対応する別表第一の十六の仮定俸給を俸給とみなし、旧法の規定を適用して算定した額に改定する。

前項の規定の適用を受ける年金（その年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が最短年金年限に達している年金に限る。次項、第十八項及び第十九項において同じ。）を受ける者が七十歳以上の者又は旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける七十歳未満の妻（子若しくは孫である場合には、前項の規定にかかわらず、その額を、同項の規定に基づいて算定した額に、次の各号に掲げる年金の区分に応じ、当該各号に掲げる額の十二倍に相当する額を加えた額に改定する。この場合においては、第一条のイ又はロに掲げる年金の区分に応じそれぞれイ又はロに掲げる額イ六十五歳以上の者に係る年金 六十七万六千六百円）

六十五歳未満の者に係る年金 五十万三千七百円

六十五歳以上までの者に係る年金 五千八百円

六十五歳以上の者に係る年金 五十五万三千七百円

第一条规定 昭和四十二年度以後における國家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十二年度以後における國家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十二年度以後における國家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律案

基礎となつた組合員期間の年数から最短年金年限の年数を控除した年数（以下この項において「控除後の年数」という。）年ににつき前項の規定により俸給とみなされた額の三分の一（控除後の年数のうち十三年に達するまでの年数について、三百分の二）に相当する金額

口 六十五歳以上の者で実在職した組合員期間が九年以上のものに係る年金（イに掲げる年金を除く。）及び六十五歳未満の者で実在職した組合員期間が最短年金年限に達しているものに係る年金 五十万三千七百円

ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 三十三万五千八百円

ハ イ及びロに掲げる年金 三三千七百円

ハ イ及びロに掲げる年金 三十三万五千八百円

第一条规定 昭和四十二年度以後における國家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律案

四

口 六十五歳未満の者に係る年金 五十二

万五千円

金・次のイからハまでに掲げる年金の区分

に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

イ 六十五歳以上の者で実在職した組合員

期間が最短五年間に亘り、年利5%の  
係る年金 七十万円

口 六十五歳以上の者で実在職した組合員

期間が九年以上のものに係る年金（イニシアルゲーリング年金）及び六十五歳未満の

掛け年金を除く)及び六一五歳未満の者で実在職した組合員期間が最短年金年

限に達しているものに係る年金 五十一

万五千円

十五万円  
ハ、何及びてお預けの金金以外の金金

## 二 旧法の規定による遺族年金に相当する年

金 四十五万五千円

第五項の規定は前項第三号の規定の適用を受ける年金を受ける者が妻である場合につ

いて準用する。

第一項から第三項まで及び第六項の規定の

適用を受ける年金を受ける者が旧法の規定によ

り、かつ、次の各号の一に該当する場合に

は、昭和五十五年八月分以後、これらの規定

により算定した額に当該各号に掲げる額を加算して、当該年金の額とする。この

場合においては、第一条の九第五項ただし書

の規定を準用する。

遺族である子一人を有する場合

二 遺族である子二人以上を有する場合

十一万円

三 六十歳以上である場合（前二号に該当する場合を除く。）十二万円

る場合を除く／十二万円

を受ける妻で、前項各号の一に該当するもの

第一類第五号





を受ける年金で、昭和五十五年三月三十一日において現に支給されているものについて準

第十六条中「第一条の十二の二」を「第一条の十三」とし、「第二条の十二条の十一の二」を「第二条の十三条」とし、「第三条の十二条の十一の二」を「第三条の十三」とし、「第三条の十二条の十一の二」を「第三条の十三」とし、「第十一条の三」を「第十一条の四」に改める。

第十七条中「第十五条の三」を「第十五条の四」に、「第三条の十二の二」を「第三条の十三」に、「同法第四十二条」を「施行法第四十二条」に改める。

別表第一の十五の仮定俸給	仮 定 俸 紹
六六、二三〇円	六八、七五〇円
六八、九六〇	七一、五七〇
七〇、六四〇	七三、三一〇
七二、三四〇	七五、〇七〇
七四、二六〇	七七、〇五〇
七六、九八〇	七八、八七〇
七九、三四〇	八二、三一〇
八一、五三〇	八四、五七〇
八四、一九〇	八七、三三〇
八六、八八〇	九〇、〇九〇
八九、八二〇	九三、一三〇
九二、七七〇	九六、一八〇
九六、四六〇	一〇〇、〇一〇
九八、八一〇	一〇二、四三〇
一〇一、八五〇	一〇五、五八〇
一〇四、八〇〇	一〇八、六三〇
一〇八、八一〇	一一四、七三〇
一一〇、六九〇	一一六、三五〇
一二、二七〇	一二一、〇三〇
一六、七九〇	一二七、二六〇
二二、八〇〇	一三四、一三〇
二三、八六〇	一四五、七六〇
二九、四七〇	一四八、五八〇
三二、八〇〇	一五六、七四〇
三六、〇九〇	一六〇、七七〇
四〇、七一〇	一六五、〇〇〇
四三、四三〇	
五一、三三〇	
五五、二三〇	
五九、三二〇	

備考  
年金額の算定の基礎となつてゐる別表第一の十五の仮定俸給の額が四四一、六〇〇円を超える場合には、その額に〇・九八四を乗じて得た額に一二六、一〇五円を一二で除して得た額を加えた額(その額に、五円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし、五円以上十円未満の端数があるときはこれを十円に切り上げるものとする。)をこの表の仮定俸給とする。

別表第三の十五の次に次の二表を加える。

別表第三の十六(第二条の十三関係)

別表第一の十六の下欄に掲げる仮定俸給	率
二八八、四六〇円以上のもの	二三・〇割
二六六、二九〇円を超える二八八、四六〇円未満のもの	二三・八割
二五五、一三〇円を超える二六六、二九〇円以下のもの	二四・五割
二四六、二七〇円を超える二五五、一三〇円以下のもの	二四・八割
一七三、一三〇円を超える二四六、二七〇円以下のもの	二五・〇割
一六五、〇〇〇円を超える二七三、一三〇円以下のもの	二五・五割
一四八、五八〇円を超える二六五、〇〇〇円以下のもの	二六・一割
一二一、〇三〇円を超える二四八、五八〇円以下のもの	二六・九割
一一六、三五〇円を超える一二一、〇三〇円以下のもの	二七・四割
一〇八、六三〇円を超える一一六、三五〇円以下のもの	二七・八割
一〇五、五八〇円を超える一〇八、六三〇円以下のもの	二九・〇割
一〇二、四三〇円を超える一〇五、五八〇円以下のもの	二九・三割
九〇、〇九〇円を超える一〇二、四三〇円以下のもの	二九・八割
七九、八七〇円を超える九〇、〇九〇円以下のもの	三〇・二割
七七、〇五〇円を超える七九、八七〇円以下のもの	三〇・九割
七五、〇七〇円を超える七七、〇五〇円以下のもの	三一・九割
七三、三一〇円を超える七五、〇七〇円以下のもの	三二・七割
七一、五七〇円を超える七三、三一〇円以下のもの	三三・〇割
六八、七五〇円を超える七一、五七〇円以下のもの	三三・四割
六八、七五〇円のもの	三四・五割

別表第四の十八の次に次の二表を加える。

別表第四の十九(第二条の十三関係)

障害の等級	年金額
一級	三、三五三、〇〇〇円
二級	二、七五八、〇〇〇円
三級	二、二五〇、〇〇〇円
四级	一、七四六、〇〇〇円
五級	一、三九〇、〇〇〇円
六級	一、一〇八、〇〇〇円

別表第四の備考一の規定及び別表第四の十八の備考二の規定は、この表の適用について準用する。

別表第四の二十(第二条の十三関係)

障害の等級	年金額
一級	三、四七三、〇〇〇円
二級	二、八七八、〇〇〇円
三級	二、三五〇、〇〇〇円
四级	一、八四六、〇〇〇円
五級	一、四八〇、〇〇〇円
六級	一、一八八、〇〇〇円

別表第四の備考一の規定及び別表第四の十八の備考二の規定は、この表の適用について準用する。

別表第十(第十条の四、第十五条の四関係)

俸給	年額	率	金額
四、〇三五、二九四円未満のもの	一・〇三四	三、一〇〇円	
四、〇三五、二九四円以上四、七三一、六〇一円未満のもの	一・〇〇〇	一四〇、四〇〇円	
四、七三一、六〇一円以上三、五〇六、五六二円未満のもの	〇・九八四	二一六、一〇五円	
一三、五〇六、五六二円以上のもの	一・〇〇〇	〇円	

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第二条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)の一部を次のように改正する。

第百条第三項中「三十九万円」を「四十一万円」に改める。

第一百二条第一項ただし書きを削り、同条第三項中「及び福祉事業の費用」を「及びその事務に要する費用並びに福祉事業に要する費用」に、「払込」を「払込み」に改める。

附則第三条の三中「六年」を「八年」に改める。  
(国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正)

第三条 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第百二十九号)の一  
部を次のように改正する。

別表第四の備考一の規定及び別表第四の十八の備考二の規定は、この表の適用について準用する。

同条第二項中「九十九万円」とあり、及び「百万二千円」とあるのは、「九十一万八千円」を「百十三万四千円」とあるのは、「百三万八千円」に改め、同条第三項中「扶養遺族が」を「その者の収入により生計を維持する遺族で遺族年金の支給を受けるべき要件に該当するもの（以下この項において「扶養遺族」という。）が」に、「第一項各号に掲げる額」を「第一項の額」に、「三万二千四百円」を「三万六千円」に、「当該各号に掲げる額として、第一項」を「第一項の額として、同項に改める。

第四十五条の三の二中「六十四万七千円」を四百円として、第一項」を「第一項の額として、同項に改める。

別表第一中「二、九二五、〇〇〇円」を「三、一五四、〇〇〇円」に、「一、九五〇、〇〇〇円」を「二、一二二、〇〇〇円」に、「一、三三五、〇〇〇円」を「一、四六四、〇〇〇円」に改め、同表の備考三中「十万八千円」を「十二万円」に、「三万二千四百円」を「三万六千円」に、「六万六千円」を「七万八千円」に改める。

（旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の一部改正）

第四条 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法（昭和二十五年法律第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第十号中「第二条の十二の二」を「第二条の十三」に改める。

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和五十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第九条第六号の改正規定 昭和五十五年十月一日

二 第二条中国家公務員共済組合法第二百二条第一項及び第三項の改正規定並びに附則第三条の規定 昭和五十六年四月一日

三 第一条中昭和四十二年度以後における国家

公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律第一条の十二の二の次に一条を加える改正規定（同法第一条の十三第九項及び第十項に係る部分に限る。）厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第二十号）第十一条中厚生年金保険法（昭和二十九年法律第二百五十五号）第六十五条の次に一条

（掛金の標準による俸給に関する経過措置）

第二条 第二条の規定による改正後の国家公務員共済組合法（以下「改正後の法」という。）第一百条第三項の規定は、昭和五十五年四月分以後の掛金の標準となる俸給について適用し、同年三月分以前の掛け金の標準となる俸給については、な

お従前の例による。

（負担金に関する経過措置）

第三条 改正後の法第二百二条第一項及び第三項の規定は、昭和五十六年四月分以後の負担金について適用し、同年三月分以前の負担金についても、同条第一項中「百十三万四千円」とあるのは、同年四月分以後適用する。

（長期在職者の退職年金の額の最低保障等に関する経過措置）

第四条 第三条の規定による改正後の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（以下「改正後の施行法」という。）第十三条の二、第二十一条の二第一項及び第四十五条の三の二の規定

は、昭和五十五年三月三十一日以前に給付事由が生じた退職年金及び廃疾年金についても、同年四月分以後適用する。

#### 附 則

2 昭和五十五年四月三十日以前に給付事由が生じた退職年金又は廃疾年金について改正後の施行法第十三条の二、第二十四条の二第一項又は第四十五条の三の二の規定を適用する場合には、同年四月分及び同年五月分の年金については、同条第一項第十号中「第二条の十二の二」を「第二条の十三」に改める。

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和五十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第九条第六号の改正規定 昭和五十五年十月一日

二 第二条中国家公務員共済組合法第二百二条第一項及び第三項の改正規定並びに附則第三条の規定 昭和五十六年四月一日

三 第一条中昭和四十二年度以後における国家

後の施行法第四十五条の三の二中「七十万円」とあるのは「六十七万九千六百円」とする。

（公務傷病による死亡者に係る遺族年金の額の最低保障等に関する経過措置）

第五条 改正後の施行法第三十三条及び別表第一十項に係る部分に限る。）厚生年金保険法等の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第二十号）第十一条中厚生年金保険法（昭和二十九年法律第二百五十五号）第六十五条の次に一条

（国家公務員共済組合法の一部改正）

第一条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

第七十六条第二項ただし書中「五十五万二千円」を「六十八万四千円」に改める。

第七十六条第二項第一号中「三十九万六千円」を「四十九万二千円」に、「一万九千八百円」を「四十九万二千円」に改める。

第七十七条第一号中「三十九万六千円」を「二万四千六百円」に改める。

第七十八条第三項第一号及び第七十九条第五項第一号中「一万九千八百円」を「二万四千六百円」に改める。

第七十九条の二第三項第一号中「三十九万六千円」を「四十九万二千円」に改める。

第八十二条の二第一項第一号中「三十九万六千円」を「四十九万二千円」に、「一万九千八百円」を「二万四千六百円」に改め、同条第二項第一号中「三十九万六千円」を「四十九万二千円」に改め、第七十九条第五項第一号中「三十九万六千円」を「四十九万二千円」に改める。

第七十九条第五項第一号中「一万九千八百円」を「二万四千六百円」に改める。

第八十二条の二第一項第一号中「三十九万六千円」を「四十九万二千円」に改め、第七十九条第五項第一号中「三十九万六千円」を「四十九万二千円」に改める。

第七十九条第五項第一号中「三十九万六千円」を「四十九万二千円」に改める。

第八十二条の二第一項第一号中「三十九万六千円」を「四十九万二千円」に改め、第七十九条第五項第一号中「三十九万六千円」を「四十九万二千円」に改める。

第七十九条第五項第一号中「三十九万六千円」を「四十九万二千円」に改める。

第七十九条第五項第一号中「三十九万六千円」を「四十九万二千円」に改める。

第七十九条第五項第一号中「三十九万六千円」を「四十九万二千円」に改める。

第七十九条第五項第一号中「三十九万六千円」を「四十九万二千円」に改める。

第七十九条第五項第一号中「三十九万六千円」を「四十九万二千円」に改める。

第七十九条第五項第一号中「三十九万六千円」を「四十九万二千円」に改める。

第七十九条第五項第一号中「三十九万六千円」を「四十九万二千円」に改める。

第七十九条第五項第一号中「三十九万六千円」を「四十九万二千円」に改める。

（国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正）

第二条 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二百二十九号）の一

部を次のように改正する。

第十三条第二項中「五十五万二千円」を「六十

八万四千円」に改める。

第三十二条の三第一項中「四十三万一千円」を

「五十三万七千六百円」に改める。

第四十五条の三第二項中「五十五万二千円」を

「六十八万四千円」に改める。

昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律の一

部改正)

第六十八条の三第一項中「五十五万二千円」を

「六十八万四千円」に改める。

昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律の一

部改正)

第三条 昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律(昭和四十二年法律第百四号)の一部を次のように

改定する。

第十五条の四第一項中「第三項において」を

「以下この条において」に改め、同条に次の三項を加える。

5 昭和五十四年三月三十一日以前の通算退職年金で、昭和五十五年五月三十一日において

現に支給されているものについては、同年六

月分以後、その額を、第一項第一号中「四十

七万九千九百七十二円」とあるのは「四十九万

二千円」と、第二項中「昭和五十五年四月分」とあるのは「昭和五十五年六月分」と、「第十

五条の四第一項」とあるのは「第十五条の四第一

項」と読み替えて、第一項及び第二項の規定に準じて算定した額に改定する。

6 昭和五十四年三月三十一日以前の通算退職年金に係る通算遺族年金で、昭和五十五年五

月三十一日において現に支給されているものについては、同年六月分以後、その額を、当該通算遺族年金を通算退職年金とみなして前項の規定によりその額を改定するものとした場合の改定年金額の百分の五十に相当する額に改定する。

7 前二項の規定は、第四項の規定の適用を受ける年金で、昭和五十五年五月三十一日において現に支給されているものについて準用す

る。

#### 附 則

(施行期日)  
1 この法律は、昭和五十五年六月一日から施行

(退職年金等の額に関する経過措置)

2 第一条の規定による改正後の国家公務員共済組合法(以下「改正後の法」という。)の規定(改正

後の法第七十九条の二第三項第一号の規定を除く。)及び第二条の規定による改正後の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の規定

は、昭和五十五年五月三十一日以前に給付事由が生じた給付についても、同年六月分以後適用

する。

3 改正後の法第七十九条の二第三項第一号の規

定は、昭和五十四年四月一日から昭和五十五年

五月三十一日までの間に給付事由が生じた給付についても、同年六月分以後適用する。

第一条 昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律(昭和四十二年法律第百六号)の一部を次のように改定する。

第一条の二第二項ただし書中「第一条の十二」

を「第一条の十三」に改める。

第一条の十二の次に次の一条を加える。

(昭和五十五年度における旧法による退職年

金等の額の改定)

第一条の十三 前条第一項の規定の適用を受け

る年金については、昭和五十五年四月分以

後、その額を、その算定の基礎となつてある

別表第一の十五の仮定俸給(同条第二項、第

三項、第八項又は第九項の規定により改定さ

れた年金について、その改定年金額の算定

の基礎となつている仮定俸給、同条第四項、第

五項又は第十項から第十四項までの規定に

より改定された年金については、同条第一項

の規定により年金額を改定したものとした場

合においてその改定年金額の算定の基礎とな

るべき仮定俸給)に対応する別表第一の十六

の仮定俸給を俸給とみなし、旧法の規定を準

用して算定した額に改定する。

2 前項の規定の適用を受ける年金(その年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が最短年金年限に達している年金に限る)については、その年金を受け

る者が昭和五十五年四月一日以後に七十歳に達したときを除く)、又は八十歳に達したとき

は、その達した日の属する月の翌月分以

後、前項の規定に準じてその額を改定する。

3 前項の各号に掲げる年金については、前三項

の規定により改定された額が当該各号に定め

る額に満たないときは、昭和五十五年四月分以

後、その額を、当該各号に定める額に改定する。

4 次の各号に掲げる年金については、

一 旧法の規定による退職年金に相当する年

金 次のイ又はロに掲げる年金の区分に応

じそれぞれイ又はロに定める額

イ 六十五歳以上の者が受ける年金 六十

万三千七百円

ロ 六十五歳未満の者が受ける年金 五十

万一千六百円

二 旧法の規定による廢疾年金に相当する年

金の額の改定に関する法律の一部改正)

(昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律の一部改正)



2 第一条の十三第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金（旧法の規定による退職

きは、その支給を受けることができる間は、第十一項又は第十二項の規定による加算は行わない。ただし、第二項、第三項又は第八項の規定により算定した旧法の規定による遺族年金に相当する年金の額が政令で定める額に満たないときは、この限りでない。

前項ただし書の場合における第十一項又は第十二項の規定の適用については、これらの規定により当該旧法の規定による遺族年金に相当する年金の額が政令で定める額に満たないときは、この限りでない。

前項ただし書の場合における第十一項又は第十二項の規定の適用により加算されるべき額をえた額が前項の政令で定める額を超えるときは、第十一項又は第十二項の規定にかかるわらず、当該政令で定める額から当該旧法の規定による遺族年金に相当する年金の額を控除した額とする。

第二条の十二条の次に次の二条を加える。

（昭和五十五年度における旧法による障害年金等の額の改定）

第二条の十三 前条第一項の規定の適用を受けた年金については、昭和五十五年四月分以後、その額を、その算定の基礎となつている別表第一の十五の仮定俸給（同条第二項において準用する第一条の十二第二項、前条第三項、同条第六項において準用する第一条の十八第八項又は前条第七項の規定により改定された年金について、その改定された年金額の算定の基礎となつている仮定俸給、同条第

八項又は第九項の規定により改定された年金額を改定したものとした場合においてその改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給）に対応する別表第一の十六の仮定俸給を俸給とみなし、第二条第一項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項中「別表第三」とあるのは、「別表第三の十六」と読み替えるものとする。

第三条の十三第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金（旧法の規定による退職

年金に相当する年金を受けることができた組合員期間を有していた組合員であつた者で、その組合員期間のうち実在職した期間がその退職年金に相当する年金を受ける最短年金年限に達しているものに係る年金に限る。）で、七十歳以上の者又は殉職年金若しくは障害遺族年金を受ける七十歳未滿の妻、子若しくは孫に係るものについて準用する。

3 第一項の規定の適用を受ける年金（旧法の規定による退職年金に相当する年金を受けることができた組合員期間を有していた組合員であつた者で、その組合員期間のうち実在職した者で、その組合員期間のうち実在職した期間がその退職年金に相当する年金を受ける最短年金年限に達しているものに係る年金に限る。）については、第一項の規定による退職年金に相当する年金を受ける最短年金年限に達しているものに係る年金に限る。）については、その年金を受ける者が昭和五十五年四月一日以後に七十歳に達したとき（殉職年金又は障害遺族年金を受ける妻、子又は孫が七十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、前項において準用する第一条の十三第二項の規定に準じてその額を改定する。

4 次の各号に掲げる年金については、第一項、第二項において準用する第一条の十三第二項又は前項の規定により改定された額が当該各号に定める額に満たないときは、昭和五十五年四月分以後、その額を当該各号に定める額に改定する。

5 一 障害年金 別表第四の二十に定める障害の等級に対応する年金額（障害の等級が一級又は二級に該当するものにあつては、十八万円をえた額）

二 殉職年金 百三万八千円

三 障害遺族年金 八十万四千円

6 次の各号に掲げる年金については、第一項、第二項において準用する第一条の十三第二項又は前項の規定により改定された額が当該各号に定める額に満たないときは、昭和五十五年四月分以後、その額を当該各号に定める額に改定する。

7 第一項から第三項まで又は前項の場合において、これらの規定による年金を受ける権利を有する者が殉職年金又は障害遺族年金を受ける権利を有する者であるときは、昭和五十五年六月分以後、これらの規定により算定した年金の額（その額について、第五項の規定の適用があつた場合には、同項の規定の適用がないものとした場合の額）に九万六千円をえた額を、その改定する額とする。

8 第二条の九第五項の規定は、第五項又は前項の規定による殉職年金又は障害遺族年金を受ける権利を有する者について準用する。この場合において、同項中「前項の規定は、同項」とあるのは、「第二条の十三第五項又は第七項の規定は、これら」と読み替えるものとする。

9 第四項又は第六項の場合において、障害年金を受ける権利を有する者に扶養親族があるときは、第四項第一号又は第六項第一号に定めた額を、その改定する額とする。ただし、その改定する額が次の各号に掲げる年金の区分に応じそれら当該各号に定める額に満たないときは、その額を当該年金の額とする。

10 第四項又は第六項の場合において、殉職年金又は障害遺族年金を受ける権利を有する者に扶養親族があるときは、第四項第二号に定める額（第五項又は第六項第二号に定める額）に第二号に掲げる額を加えた額を、それぞれその改定する額とする。

11 第四項第三号に定める額（第五項又は第七項の規定の適用を受ける場合には、これらの規定を適用した場合の額）に第二号に掲げる額を加えた額を、それぞれその改定する額とする。

12 第三項第一項中「第三条の十二」を「第三条の十三」に改める。

13 第三条の九第一項中「法第五十九条若しくは第五十九条の二又は昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律昭和五十四年法律第七十六条）第二条の規定による改正前の法（以下この項及び次条第一項において「昭和五十四年改正前の法」といいう。）附則第六条の四（昭和五十四年改正前の法附則第十七条の二及び第二十六条第一項において準用する場合を含む。以下この項において同

じ。の規定の適用があつたときは、これらの規定の適用」を「年金額の最低保障又は妻若しくは子に対する遺族年金に係る扶養加算に関する規定の適用があつたときは、その適用」に、「前条規定の適用があつたときは、その適用」を「同条第二項に、「法第五十九条若しくは第五十九条の二又は昭和五十四年改正前の法附則第六条の四の規定の適用があつたときは、これらの規定の適用」を「年金額の最低保障又は妻若しくは子に対する遺族年金に係る扶養加算に関する規定の適用があつたときは、その適用」に改める。

第三条の十第一項中「法第五十条第二項が  
し書、第五十五条第二項ただし書若しくは第五  
十九条から第五十九条の三まで又は昭和五十四年改  
正前の法附則第六条の四（昭和五十四年改  
正前）の法附則第十七条の二及び第二十六条第一  
項において準用する場合を含む」の規定を「年  
金額の最低保障又は妻若しくは子に対する遺族  
年金に係る扶養加算その他の加算に関する規  
定」に、「前条第二項」を「同条第二項」に改める。

(昭和五十五年度における法による退職年金等の額の改定)

後、その額を、前条第一項又は第二項の規定により改定された年金額（最低保障等の規定がある場合にあっては、その適用がないものとした場合の改定年金額）の算定の基礎となつた場合の年金額）の算定の基礎となつた場合の年金額（同条第三項において準用する第一条第六項の規定により従前の年金額とし得るものとして改定年金額とした場合の年金額）について、該条第一項又は第二項の規定により年金額を改定したものとした場合において、その改定年金額（最低保障等の規定の適用があつた場合にあっては、その適用がないものとした場合の改定年金額）の算定の基礎となるべき年金額）による

(昭和五十一年度における法による通算退職年金及び通算退族年金の額の改定)

第四条の八 昭和五十三年三月三十一日以前に法の退職をした組合員に係る法の規定による通算退職年金（法第六十一条の二第五項の規定の適用を受けるものを除く。第三項において同じ。）については、昭和五十五年四月分以降、その額を、次の各号に掲げる金額の合算額に組合員期間の月数を乗じて得た金額に改定する。この場合において、第二号に掲げる通算退職年金の仮定俸給の額は、前条第一項から第三項までの規定により改定された年金額の算定の基礎となつている通算退職年金の仮定俸給（同条第四項において準用する第一条第六項の規定により從前の年金額をもつて改定年金額とした年金については、前条第一

金額を右欄に記入せしも、該組合員の法第十七条第一項に規定する俸給年額にその額が別表第十の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じて算定した額に改定する。

2 その額が別表第十の上欄に掲げる俸給年額の  
いずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に  
掲げる率を乗じて得た額（その額に一円未満  
の端数があるときは、これを切り捨てて得た  
額）に、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる  
金額を加えて得た額を法第十七条第一項に規  
定する俸給年額とみなし、法の規定を適用し  
て算定した額に改定する。

昭和五十三年四月一日から昭和五十四年三  
月三十一日までの間に法の退職をした組合員  
に係る法の規定による退職年金、減額退職年  
金、賃逐年金又は貯疾年金については、昭和

項目又は第二項の規定により年金額を改定したものとした場合において、その改定年金額の算定の基礎となるべき通算退職年金の仮定俸給の額に十二を乗じて得た額にその額が別表第十の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額に、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額を十二で除して得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額）とする。

**二 通算退職年金の仮定俸給の額の千分の十一に相当する額**

前項の規定の適用を受ける年金のうち第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額に満たないものについては、昭和五十五年四月分以降、その額を、同項の規定により改定した額に第一号に掲げる金額を第二号に掲げる金額で除して得た割合（その割合が百分の八十未満たないときは、百分の八十）を乗じて得た額に改定する。

二 前項各号に掲げる金額の合算額に、組合員期間の月数及び退職時の年齢に応じ法別表第三の二（昭和五十一年九月三十日以前に法の退職をした組合員については、昭和五十一年改正前の法別表第三の二）に定めた率を乗じて得た金額

別表第一の十六(第一条の十三、第二条の十三)  
別表第一の十五の仮定値給

別表第一の十六(第一条の十三、第二条の十三関係)

別表第一の十五の仮定権給	仮定権給
六六、二三〇	六八、七五〇 円
六八、九六〇	七一、五七〇
七〇、六四〇	七三、三一〇

別表第一の十五の仮定俸給

項又は第三項の規定により年金額を改定したものとした場合において、その改定年金額の算定の基礎となるべき通算退職年金の仮定俸給の額に十二を乗じて得た額にその額が別表第十の上欄に掲げる俸給年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乘じて得た額に、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額を十二で除して得た額（その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額）とする。

一千六百五十円に一・二〇七を乗じて得た額に相当する額

二 通算退職年金の仮定俸給の額の千分の一に相当する額

前項の規定の適用を受ける年金のうち第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額に満たないものについては、昭和五十五年四月分以後、その額を、同項の規定により改定した額に第一号に掲げる金額を第二号に掲げる金額で除して得た割合（その割合が百分の八十に満たないときは、百分の八十）を乗じて得た額に改定する。

二 前項各号に掲げる金額の合算額に、組合員期間の月数及び退職時の年齢に応じ法別表第三の二（昭和五十一年九月三十日以前に法の退職をした組合員については、昭和五十一年改正前の法別表第三の二）に定め率を乗じて得た金額

三 前項各号に掲げる金額の合算額に、組合員期間の月数及び退職時の年齢に応じ法別表第三の二（昭和五十一年九月三十日以前に法の退職をした組合員については、昭和五十一年改正前の法別表第三の二）に定め率を乗じて得た金額

四 法第六十一条の二第五項の規定の適用を受ける通算退職年金については、昭和五十五年四月分以後、その額を、前後の退職のそれれについて前三項の規定の例により算定した額の合算額に改定する。

五 昭和五十四年三月三十一日以前に法の退職をした組合員に係る法の規定による通算退族年金については、昭和五十五年四月分以後、その額を、当該通算退族年金を通算退職年金とみなして前各項の規定によりその額を改定するものとした場合の改定年金額の百分の五十五に改め、同条第二項中「第四条の七」を「第十三条」に改める。四条の八】に改める。

別表第一の十五の次に次の二表を加える。

七二、三四〇	七四、二六〇	七五、〇五〇
七六、九八〇	七九、三四〇	七九、八七〇
八一、五三〇	八四、一九〇	八〇、〇九〇
八四、一九〇	八六、八八〇	九三、一三〇
八六、八八〇	八九、八二〇	九六、一八〇
九二、七七〇	九六、四六〇	〇五、五八〇
九六、四六〇	一〇一、八五〇	〇八、六三〇
九八、八一〇	一〇四、八〇〇	一四、七三〇
一〇一、八五〇	一一〇、六九〇	一六、三五〇
一一〇、六九〇	一二、二七〇	二一、〇三〇
一二、二七〇	一六、七九〇	二七、二六〇
一六、七九〇	一六、八六〇	三四、一三〇
一六、八六〇	一六、九〇〇	三七、六四〇
一六、九〇〇	一三二、八六〇	四〇、九八〇
一三二、八六〇	一三二、八二〇	四五、七六〇
一三二、八二〇	一四三、四三〇	四八、五八〇
一四三、四三〇	一五、三三〇	五六、七四〇
一五、三三〇	一五、三三〇	六〇、七七〇
一五、三三〇	一六七、一八〇	六五、〇〇〇
一六七、一八〇	一七五、一一〇	七三、一三〇
一七七、一七〇	一八三、七三〇	八一、三三〇
一九三、〇三〇	一九三、〇三〇	一八、三〇〇
二〇二、二三〇	二〇二、二三〇	一九、三四〇
二〇七、九三〇	二〇九、三八〇	一九、二四〇
二一三、四七〇	二一五、二六〇	一九、八六〇
二一四、七三〇	二二〇、九九〇	二〇九、二四〇
二二四、七三〇	二三二、六四〇	二〇九、二四〇
二三五、七五〇	二四四、〇三〇	二〇九、二四〇
二三七、九一〇	二四六、二七〇	二〇九、二四〇
二四六、四八〇	二五五、一三〇	二〇九、二四〇
二五七、二八〇	二六六、二九〇	二〇九、二四〇
二六八、〇三〇	二七七、四二〇	二〇九、二四〇

別表第三の十五の次に次の一表を加える。  
別表第三の十六(第二条の十三関係)

別表第一の十六の下欄に掲げる仮定俸給	率
二七八、七二〇	二八八、四六〇
二八五、四三〇	二九五、四一〇
二九二、六三〇	三〇二、八五〇
三〇六、四七〇	三一七、一五〇
三二〇、四六〇	三三一、六二〇
三三七、五一〇	三三八、九一〇
三三四、一八〇	三四五、八一〇
三六一、三四〇	三五九、五三〇
三六四、一八〇	三六五、七四〇
三六六、二〇〇	三七二、九四〇
三七四、二八〇	三八五、九八〇
三八八、二三〇	三九九、九三〇
三九〇、九四〇	四〇二、六四〇
三九三、五一〇	四〇五、二一〇
三九六、二〇〇	四〇七、八七〇
三四七、二八〇	四一四、一九〇
三四四、〇四〇	四二六、九六〇
三四七、八三〇	四三九、七四〇
三五四、〇四〇	四四六、〇七〇
三五七、五一〇	四五二、五四〇
三六一、三四〇	四五六、七三〇
三六四、一八〇	四五七、九五〇
三六六、二〇〇	四八〇、九五〇
三六九、二〇〇	四八七、九五〇
三七二、九四〇	四九五、一四〇
三七四、二八〇	二三一〇割
三八八、四六〇円以上のも	二二五〇円を超えて二八八、四六〇円未満のも
二六六、二九〇円を超えて二八八、四六〇円未満のも	二五五、一三〇円を超えて二六六、二九〇円以下のもの
二五五、一三〇円を超えて二六六、二九〇円以下のもの	二四六、二七〇円を超えて二五五、一三〇円以下のもの
二四六、二七〇円を超えて二五五、一三〇円以下のもの	二七三、一三〇円を超えて二四六、二七〇円以下のもの
二七三、一三〇円を超えて二四六、二七〇円以下のもの	一七三、一三〇円を超えて二四六、二七〇円以下のもの
一七三、一三〇円を超えて二四六、二七〇円以下のもの	一六五、〇〇〇円を超えて一七三、一三〇円以下のもの
一六五、〇〇〇円を超えて一七三、一三〇円以下のもの	一四八、五八〇円を超えて一六五、〇〇〇円以下のもの
一四八、五八〇円を超えて一六五、〇〇〇円以下のもの	一一一、〇三〇円を超えて一四八、五八〇円以下のもの
一一一、〇三〇円を超えて一四八、五八〇円以下のもの	一一六、三五〇円を超えて一一一、〇三〇円以下のもの
一一六、三五〇円を超えて一一一、〇三〇円以下のもの	一一〇八、六三〇円を超えて一一六、三五〇円以下のもの

二二五〇円を超えて二八八、四六〇円未満のも	二二五〇円を超えて二八八、四六〇円未満のも
二五五、一三〇円を超えて二六六、二九〇円以下のもの	二五五、一三〇円を超えて二六六、二九〇円以下のもの
二四六、二七〇円を超えて二五五、一三〇円以下のもの	二四六、二七〇円を超えて二五五、一三〇円以下のもの
二七三、一三〇円を超えて二四六、二七〇円以下のもの	二七三、一三〇円を超えて二四六、二七〇円以下のもの
一七三、一三〇円を超えて二四六、二七〇円以下のもの	一七三、一三〇円を超えて二四六、二七〇円以下のもの
一六五、〇〇〇円を超えて一七三、一三〇円以下のもの	一六五、〇〇〇円を超えて一七三、一三〇円以下のもの
一四八、五八〇円を超えて一六五、〇〇〇円以下のもの	一四八、五八〇円を超えて一六五、〇〇〇円以下のもの
一一一、〇三〇円を超えて一四八、五八〇円以下のもの	一一一、〇三〇円を超えて一四八、五八〇円以下のもの
一一六、三五〇円を超えて一一一、〇三〇円以下のもの	一一六、三五〇円を超えて一一一、〇三〇円以下のもの
一一〇八、六三〇円を超えて一一六、三五〇円以下のもの	一一〇八、六三〇円を超えて一一六、三五〇円以下のもの

一〇五、五八〇円を超えるもの
一〇二、四三〇円を超えるもの
九〇、〇九〇円を超えるもの
七九、八七〇円を超えるもの
七七、〇五〇円を超えるもの
七五、〇七〇円を超えるもの
七三、三一〇円を超えるもの
七一、五七〇円を超えるもの
六八、七五〇円を超えるもの
六八、七五〇円のもの

別表第四の十八の次に次の二表を加える。

別表第四の十九(第二条の十三関係)

障害の等級	年	金額
一	三、三五三、〇〦〦円	二、七五八、〇〦〦円
二	二、二五〇、〇〦〦円	一、一〇八、〇〦〦円
三	一、七四六、〇〦〦円	一、三九〇、〇〦〦円
四	一、一〇八、〇〦〦円	一、一〇八、〇〦〦円
五	一、一〇八、〇〦〦円	一、一〇八、〇〦〦円
六	一、一〇八、〇〦〦円	一、一〇八、〇〦〦円

備考

別表第四の備考一の規定及び別表第四の十八の備考二の規定は、この表の適用について準用する。

別表第四の二十(第二条の十三関係)

障害の等級	年	金額
一	三、四七三、〇〦〦円	二、八七八、〇〦〦円
二	二、八四六、〇〦〦円	一、四八〇、〇〦〦円
三	一、一八八、〇〦〦円	一、一八八、〇〦〦円
四	一、一八八、〇〦〦円	一、一八八、〇〦〦円
五	一、一八八、〇〦〦円	一、一八八、〇〦〦円
六	一、一八八、〇〦〦円	一、一八八、〇〦〦円

備考

別表第四の備考一の規定及び別表第四の十八の備考二の規定は、この表の適用について準用する。

別表第九の次に次の二表を加える。

率	金額
二九・〇割	三、二一〇円
二九・三割	三、二一〇円
二九・八割	三、二一〇円
三〇・二割	一・〇〇〇円
三〇・九割	一・四〇・四〇〇円
三一・九割	一・九〇・九〇〇円
三四・五割	一・九〇・九〇〇円
三四・七割	二・一六・一〇五円
三四・〇割	〇・九八四

別表第十(第三条の十三、第四条の八関係)

率	金額
四、〇三五、二九四円未満のもの	一・〇三四
四、〇三五、二九四円以上四、七三一、六〇一円未満のもの	一・〇〇〇
四、〇三五、二九四円以上四、七三一、六〇一円未満のもの	一・〇〇〇
四、七三一、六〇一円以上のもの	二・一六・一〇五円
〇・九八四	二・一六・一〇五円

(公共企業体職員等共済組合法の一部改正)  
第二条 公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第百三十四号)の一部を次のように改正する。

附則第三条の二中「六年」を「八年」に改める。  
附則第六条の八第一項中「六十四万七千円」を「七十万円」に改め、同条第二項第一号中「六十四万七千円」を「七十万円」に改め、同項第二号中「四十八万五千三百円」を「五十二万五千円」に改める。

附則第十一条第一項第三号中「及び」を「又は」に、「当該会社の買収」を「これらの会社の買収」に、「当該会社に勤務していた期間で」を「これらの会社に勤務していた期間で」に、「旧南洋庄」を「旧南洋庄」に、「期間を含む」を「期間及び

これらの会社に勤務していた者でその後これら会社の買収までの間に職員となつたもののこれら会社に勤務していた期間(昭和二十年八月十五日前の期間で同日まで引き続いているものを除く)を含む」に改める。

附則第十一条第一項第三号中「七十万円」とあるのは「六十七万六千六百円」と、同項第二号中「五十二万五千円」とあるのは「五十万三千七百円」とする。

(政令への委任)  
第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に伴う長期給付に関する必要な事項は、政令で定める。

第一条 この法律は、昭和五十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中公共企業体職員等共済組合法附則第十一条第一項第三号の改正規定 昭和五十五年十月一日  
二 第一条中昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律第一

条の十二の次に一条を加える改正規定(同法第一条の十三第十五項及び第十六項に係る部分に限る)厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第百三十四号)第十一

一条中厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第六十五条の次に一条を加える改正規定の施行の日

(長期在職者の退職年金の額の最低保障等に関する経過措置)

第二条 第二条の規定による改正後の公共企業体職員等共済組合法(以下「改正後の法」という)。

附則第六条の八の規定は、昭和五十五年三月三十日以前に給付事由が発生した退職年金及び廃疾年金について、同年四月分及び同年五月分の年金については、同条第一項及び第二項第一号中「七十万円」とあるのは「六十七万六千六百円」と、同項第二号中「五十二万五千円」とあるのは「五十万三千七百円」とする。

(政令への委任)  
第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に伴う長期給付に関する必要な事項は、政令で定める。

理由  
公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額を恩給法等の改正の内容に



